

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 92 号 2023 年 3 月

HEADLINE

本号では、2022年9月17日（土）にオンライン形式にて開催された法整備支援シンポジウム「法の支配を構築するために、法整備支援を通じて、私たちに何ができるか ―法学教育・法曹教育・法の教育に焦点を当てて」を取り上げました。法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科/法政国際教育協力研究センター及び当財団による共催のもと、慶應義塾大学大学院法務研究科が主催したものです。

（目次）

趣旨説明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	2
個別報告 (1)		6
「法学との私的な接点と法整備支援―理論と実践・実務―」		
枝川 充志 (JICA 国際協力専門員/弁護士)		
個別報告 (2)		11
「法整備支援における法曹教育への取り組みと課題 ～ラオスの例～」		
鈴木 一子 (JICA ラオス長期専門家/弁護士)		
個別報告 (3)		16
「カンボジアにおける学校の法学教育とその問題点 ―発展途上国における法の支配の構築に向けて―」		
西原 圭亮 (名古屋大学法科大学院)		
ヘイン・ソマリ (名古屋大学大学院法学研究科)		
クム・カエマリー (名古屋大学大学院法学研究科)		
個別報告 (4)		22
「法支援整備における法教育の思想と行動」		
久保山 カ也 (大阪大谷大学)		
ディスカッション		28
閉会挨拶	法務省法務総合研究所国際協力部副部長 須田 大	42

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・趣旨説明（松尾氏）
- ・「法学との私的な接点と法整備支援—理論と実践・実務—」（枝川氏）
- ・「法整備支援における法曹教育への取り組みと課題 ～ラオスの例～」（鈴木氏）
- ・カンボジアにおける学校の法学教育とその問題点」
- ・「法支援整備における法教育の思想と行動」（久保山氏）

（司会） 皆さん、こんにちは。本日は2022年「法整備支援シンポジウム—法の支配を構築するために、法整備支援を通じて、私たちに何ができるか」に参加いただき、ありがとうございます。プログラムの司会を担当いたします慶應グローバル法研究所研究員、深沢瞳と申します。

プログラムの開催に先立ち、事務局よりご参加の皆さんにお願いがあります。音声・通信トラブルを避けるためにご発言いただくときを除いて、マイクはミュート、カメラはオフをお願いいたします。また、本日のシンポジウムは記録化のため、録音・録画をしております。あらかじめご了承ください。

最初に本日のシンポジウムの趣旨説明を慶應義塾大学大学院法務研究科、松尾弘先生から頂きます。

趣旨説明

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

2022年テーマの趣旨

今年の法整備支援シンポジウムのテーマは「法の支配を構築するために、法整備支援を通じて、私たちに何ができるか—法学教育・法曹教育・法の教育に焦点を当てて」というものです。

このテーマを選定した背景事情には、近時、軍政によるクーデターや他国への侵攻など、既存の法秩序を覆し、法の存在意義を疑わせるような現象が頻発していることがあります。こうした実力行使による権利侵害の前に、法は無力なものなのか。あるいは軍事力をもコントロールできるような法の支配を築き上げることは不可能なのか。さらには、誰でも、いつでも、どこでも権利の保護や実現を享受できる法の支配ユビキタス世界の構築は夢物語なのか。そういった一種の無力感に襲われている方も少ないと思います。私自身もその一人です。

しかし、諦めてしまう前に何かできることはないでしょうか。その一つが、法が力を発揮するためのさまざまな条件を改めて丹念に解明し、法の支配を築き上げるための要素を一つ一つ積み上げるほかないのではないかとということです。法の支配という一種の建築物を築き上げるために、今、具体的に何ができるかを考えることは、その中の一つではないでしょうか。手をこまねいているよりは、何かできることを考えようというのが今年のテーマの背景にある事情です。

では、そのときになぜ法学教育や法曹教育、法教育を通じて考えるのかということについて、次に考えてみたいと思います。

不正義へのストレス

近時の軍政によるクーデターや他国への侵害といった実力行使を前になすすべがないと感じている私たちは、今、大きなストレスを感じていると思います。不正義に対するストレス言えるかもしれません。私の近隣でも、普段は非常に温和な人たちが、「指導者を暗殺すればいい」などと発言するのを耳にすることがあります。いかに多くの普通の人々がストレスを感じているかということの表れだと思えます。もちろん権力者を暗殺すれば問題は解決するかというと、そう単純なものではないということは、皆が薄々感じてはいます。

真の問題解決への糸口は、例えばロシア・ウクライナの紛争を例に取って考えてみると、二つ重要な点があるのではないかと考えています。一つはこの紛争の背景にある歴史的な経緯、ロシアとウクライナの長い歴史的な関係、クリミア半島をめぐる紛争、旧ソ崩壊後の民主化のプロセス、各国の民族構成、決して純粋一民族でできているわけではなく非常に国民の構成も複雑で、さらには政治形態の変化、国家に対する国民の意識などを十分理解しないと、真の問題解決には通じないのではないかと考えています。

もう一つは、どのような権力者であろうとも、最後は国民がしっかりとグリップするほかないのではないかと考えています。他国が経済制裁をしたり、さまざまな軍事援助をしたりしても、本当にそれが問題解決に通じるのかというと、われわれは大きな限界を感じています。経済制裁は、グローバル化した社会の中ではすぐに他国にも影響を与えますし、エネルギー問題をはじめとして、われわれもそれを強く実感しています。軍事支援が新たな権利侵害を生むという限界についても意識しています。ですから、最後はそれぞれの国の国民がその権力をしっかりとグリップできる構造をつくっていくことに、回り道のようにあっても貢献すべきではないかと思うのです。

法の力の源泉は何かと問われれば、かつてヴォルテールが言ったように、その国の国民、人々ではないでしょうか。ヴォルテールは、人間が自らの手で自ら治めることは非常に難しいのだけれども、何百万という市民は何者かであると述べて、政府を最終的にコントロールできるのは国民であるということを示唆しています。そのように考えると、国民の法意識や権利意識が重要なのではないのでしょうか。つまり、各国の国民がどういう権利意識や法意識を持っているかということが実は法の支配という建築物を構成している「最小粒子」ではないかと思われるわけです。これが法学教育や法曹教育・法教育という国民の権利意識に大きな影響を与える要素に注目する理由です。

法学教育・法曹教育・法教育の関係

では、この法学教育・法曹教育・法教育は、どういう関係にあるのでしょうか。国民の法意識や権利意識を涵養していくためには、法というのはある程度専門性の高いものですので、全ての国民が同じようにすぐに理解できるわけではなく、媒介者が必要です。それが法律家の役割だと思えます。国民の権利意識や法意識を分かりやすく国民に問い、それを養成する役割を果たすのが、法律家になります。ただ、法律家そのものの養成に関しても、理想的な法律家の養成はどうあるべきなのかという点について、大いに論じるべきことがあると思います。

これは一つの理想論ですが、法律を学ぶ前に非常に深く広い一般教養がある。そして、

哲学や歴史や経済や政治のことを知り、その上で専門的な法学教育を受けていく。その中にも法解釈論から始まって、より裁判実務に特化した実務教育に移行していく。要件事実論、さらには事実認定論など、法学教育から法曹教育へ移行していく過程で新しい要素が入ってくるということがあると思います。もちろん理想どおりに法律家を養成するのは難しいわけですが、どういう養成の仕方がわれわれにとっては理想なのかということ論じること自体には意味があるのではないのでしょうか。法科大学院の設立の背景にあった考え方にも、あるべき法律家の養成ということは深く議論されてきたと考えています。それを媒介にして、一般市民の法教育を考える場合にも、小学校でどういうことをやり、中学校、高校、大学、最後は社会人になった後でも、どのような情報や知識の提供、共有があり得るのかということ論じることには意味があるだろうと思います。

法整備支援の方法への示唆

このことは法整備支援の方法論にも大きな影響を与えるように思われます。これまで法整備支援は立法支援に大きな比重が置かれてきましたが、支援対象国で徐々に法律が整備されてくると、徐々に立法支援から法学教育・法曹教育・法教育支援へと、法整備支援の対象がシフトしてきます。というのも、立法という形式的ルールの策定だけでは法の支配は構築できません。なぜならば、昨年の法整備支援シンポジウムで「制度変化の連続性を知る」というテーマの下に議論したように、この形式的ルールの背景にある非形式的ルールがなかなか変わらないからです。従って、形式的ルールの立法によって作ったり、変えたりするだけでは、法の支配の仕組みは構築できません。非形式的ルールの背景にある人々の記憶や認識、思考、思想・信仰・精神モデルといったものに影響を与えるためには、法学教育や法曹教育・法教育が重要になってくるというのが、法整備支援の現場でも徐々に認識されてきているのだと思います。

ただし、法学教育や法曹教育・法教育のあり方は、それぞれの国の形態や政府の政策、国民の法観念に大きく左右されることに十分留意する必要があります。今年の名古屋大学の法政国際教育協力研究センター(CALE)のサマースクールでも社会主義国における法学教育が取り上げられましたが、その特徴として、法律に書いていないことはやってはいけないのだという法意識が広く普及しています。そうすると、当然ながら、裁判官は法解釈を嫌う傾向にあるでしょう。ですから、同じく法というものについても、法観念の違いが、法解釈を含めて、法学教育のあり方に大きな影響を与えるということは十分に認識しておく必要があると思います。

法観念の支配というのは、端的には法が権利を生み出すのか、あるいは少なくとも一定の人格や財産に対する権利は法に先立って存在する、つまり権利が法を生み出すのかということについても、国によって大きな理解の違いがあります。これを十分に認識して、法整備支援においても法学教育・法曹教育・法教育を取り上げる必要があるでしょう。

法整備支援への関わり方、キャリア形成

最後に、法整備支援にわれわれはどう関わっていくのでしょうか。今日は学部生から大学院生、司法試験の受験生や修習生、あるいは合格したばかりの方、実務家、さまざまな方がいらっしゃいますが、いろいろな立場から法整備支援に関わろうとする者が、各人の

キャリア形成に際してどういうことが考えられるのかをそれぞれが考えていくということが、今日のシンポジウムの趣旨であるということも共有したいと思います。

今年の法整備支援連携企画のスタートであった法務省の国際協力部の「いざないシンポ」では、法整備支援の関わり方ということが取り上げられましたが、改めて今年の連携企画の出発点に立ち返って、キャリア形成、あるいは法整備支援の関わり方を考えるときに、この法学教育・法曹教育・法教育を通じて考えてみようという機会になればと思っています。自らの法学教育・法曹教育・法教育を振り返るということもできるでしょうし、あるいは私たちの家族や近隣・周囲の人々、あるいは外国人労働者やハンディキャップを負った者といったマイノリティの権利保護へのサポート、そういった日常的な実践と非常に深い関わりを持つ問題だと思います。各自が自分の問題として法学教育・法曹教育・法教育について考えて、さまざまな提言が行われることを期待したいと思います。

法整備支援シンポジウムの記録

今日のシンポジウムの記録は、国際民商事法センターの「ICCLC NEWS」に掲載される予定です。昨年度のシンポジウムや今年の「いざないシンポ」の記録も既に掲載されておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

最後に、本日プレゼンターをお務めいただく枝川さん、鈴木さん、名古屋大学の西原さん、カエマリーさん、ソマリンさん、久保山先生には、快くお引き受けいただきありがとうございました。いずれも今日のテーマである法学教育・法曹教育・法教育を考えるときの議論をリードしてきた、あるいはリードしている中心人物であると私はかねて尊敬しております。今日プレゼンをしていただけることを非常に楽しみにしておりました。そして、今日参加していただいている皆さんにもお礼を申し上げたいと思います。どうか積極的に議論に参加し、さまざまな問題提起やコメントをしていただければと思います。また、今日の企画は連携企画ということで、法務省の国際協力部の皆さん、名古屋大学の法政国際教育協力研究センター、法学部法学研究科の皆さん、国際民商事法センターの皆さまにも改めてお礼を申し上げます。

私からの趣旨説明は以上にさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(司会) 松尾先生、ありがとうございました。これより個別報告に入りたいと思います。今日は「法学教育・法曹教育・法の教育」をテーマに4つの個別報告があります。各報告時間は30分です。個別報告に対する質問は時間の都合上、第2部のディスカッションの冒頭に設けております。なお、チャットボックスは随時解放しておりますので、ご質問のある方はチャットボックスに投稿いただいても構いません。報告者の皆さまにおかれましては各自で画面共有をお願いいたします。

それでは、最初に「法学との私的な接点と法整備支援」と題しまして、国際協力機構(JICA)国際協力専門員で弁護士の枝川充志先生よりご報告いただきます。

個別報告(1)「法学との私的な接点と法整備支援—理論と実践・実務—」

枝川 充志 (JICA 国際協力専門員/弁護士)

はじめに

私は2016年4月からJICAで法整備分野の国際協力専門員という立場で仕事をしております。簡単に言えば、法整備プロジェクトのアドバイザーという位置づけで、全てのプロジェクトをカバーしているわけではありませんが、幾つかのプロジェクトを担当しています。このうち2018年4月から2022年3月までの4年間はベトナムでの法整備プロジェクトの専門家としてベトナムに赴任しておりました。弁護士登録は2008年12月で、8年ほど法律事務所に勤務しておりました。それ以前は大学卒業後、JICAの職員という立場で同じく8年ほど勤務しておりました。

本日のシンポジウムでは、法の支配、法整備支援、法曹・法教育がキーワードとなっています。これらの関係はこれまで法整備支援の文脈では必ずしも十分に議論されていなかったように思います。そこで本日は、私自身が法学部出身ではないということから、学生時代の法学との接点を紐解く形で、理論と実践・実務という観点から法整備支援について何らかし唆、議論の材料を提供できればと考えております。

ここで法学という場合、その定義はなかなか難しいのですが、日本の大学の法学部で法学概論や基本六法を学ぶようなイメージで捉えております。また、理論という表現を使う場合、法学とほぼ同じような意味で使っております。言葉の使い方は必ずしも厳密ではありませんので、深く突っ込まれるとぼろが出てしまうのですが、その点をご容赦いただければと思います。

学生時代の法学との接点

私は文学部出身で、法学との接点はほとんどなく、必須科目の憲法などを取っていただくくらいで、民法も刑法も、刑事訴訟法も何も知らず、ドイツ系の実存哲学や社会哲学、日本の和辻哲郎という倫理学者の本などを読みあさっておりました。印象に残っているのはドイツ観念論の哲学者の一人で、近代哲学に大きな影響を与えたカントの『道徳形而上学原論』です。この中にある、「人間性を目的として使用し、単なる手段として使用してはならない」という表現は今でも印象に残っています。西洋近代が確立される中、理性的存在としての人間観を打ち立てたカントの見方を象徴するような表現です。これを解説しろといわれても難しく、文字どおり捉えていただくしかありません。こうした著作を通じて当時は人間存在のあり方や行為規範はどうあるべきかということ、今まとめるとそういう言い方になるのですが、当時は若い学生らしく漠然と考えていたような気がしています。

今回この機会を頂いて三ヶ月章先生の『法学入門』という本を読んでいたところ、そこには「法とは」として、「人間に出て、人間を通じて、人間に働きかける規範である。法とはまさに向こう三軒両隣にちらちら出没するところの悩みや悲しみや喜びに明け暮れる存在、一言で言えば、喜怒哀楽を免れることのできない愛すべき人間そのものをその対象とするもの」というくだりがありました。すごく平易な言葉で人間を表しているなと思ったのですが、実際に法律相談をしていると、本当にこういうことを抱えている人たちが相談者として現れます。法の対象となる人間について、あくまで理論的側面ですが、この当時は先人の知恵に接していた時代のように思います。当時は思わなかったのですが、その後の国際協力や弁護士実務を通じて多様な人々と出会うにつれ、人間とは何かという理論的問いも法を学ぶ上で必要になるのではないかと改めて思わされています。この点はまた最

後に少し触れてみたいと思います。

こうした中で、モラトリアムではないのですが、理論的観念的世界と現実には何ができるかというジレンマのようなものに陥っていきます。いろいろと試行錯誤する中で、全くの偶然なのですが、国際協力 NGO の説明会に参加する機会がありました。アパルトヘイトの転換期にある南アフリカで農村部に追いやられたアフリカ人を、農村開発という形で支援する NGO の取り組みを知る機会がありました。その後にノーベル平和賞を受賞するネルソン・マンデラ氏が南アフリカ初のアフリカ人大統領になる前のことで、30年近く前のことになります。人種差別といわれる問題にこのようなアプローチでアフリカ人の置かれた状況を改善しようという取り組みを、当時は大変興味深く思いました。このことは私の国際協力の原点となり、その後、NGO 活動に一定程度かかわっていくことになりました。

こうした NGO 活動に関わったことで、後に法整備支援のネットワークのところで触れますが、社会におけるさまざまなアクターの存在、その有機的連携の重要性を知るきっかけとなっていきます。こうしたいささか飛躍した関心事の変化は、今から思うと学生時代ゆえの揺れのような気がしています。このことを端緒に理論的な事柄から具体的な実践としての国際協力活動に興味を持って、その後、JICA で仕事をする機会を得ることになりました。

JICA 職員時代の法学との接点

JICA に勤務したのは 1990 年代後半から 2000 年初めになります。海外駐在は南太平洋のパプアニューギニアという国でした。実際の仕事ではアフリカ援助に携わる機会が多くありました。当時、アフリカでは 1994 年のルワンダ大虐殺や、シエラレオネなどの国で内戦がよく起こっており、内戦にさいなまれた時代でもあったように思います。アフリカと一括りにしてはいけないかもしれませんが、それまで国際援助が入っていた国で簡単にインフラが破壊されてしまう、国家や制度、人々の暮らしが、簡単にという言い方には語弊があるかもしれませんが、破壊されてしまう時代状況にあったように思います。

そういう状況を見て、国際的な援助の意味や平和の問題をはじめ、国家や人々の暮らしを守っていく制度のあり方について考えさせられました。今でいうガバナンス整備の必要性を考えるようになり、非常に短絡的かもしれませんが、立法や紛争解決に携わる法律家の役割が重要ではないかと考えるようになっていきました。法学そのものではないのですが、法律の重要性を意識するようになっていったということです。この辺りは理論的に構築していったわけではなく、法律家が国家の構築や、人々の権利保護に多面的に関わっていけるのではないかと漠然と思うようになっていったということです。当時はあまり意識しなかったのですが、法の支配、今でいうと平和構築という言葉もありますが、そういう言葉が私の当時の問題意識を端的に表しているような気がしています。

そういう意味で、法に対する関心が芽生えた時期だと思っています。大学にいるときはそれほど関心がなかったのですが、こういった仕事を通じて法律の役割が重要ではないかということを考え始めた時期です。国際協力という実践を通じて法の役割を意識するようになったと言えます。理論と実務、理論と実践ということ言えば、法律の分野で専門性を身に付け、さらに実践を積み、アフリカの平和の問題などに取り組んでいければと思うようになっていきました。

法科大学院・実務家時における法学との接点

その後、JICA を退職し、ちょうど設立された法科大学院に入って、法学の授業を本格的に受けるようになっていきます。そこでは、なぜそのような条文があるのか、なぜそう考えるのかといったことを学び・考えることが重視され、法の合理性や言葉による説得性の重要性を学んだと思います。もうだいぶ前の話なので、細かいことは覚えていませんが、条文の趣旨や根拠を問われることがよくあったという気がしています。

当時、法科大学院というのは理論と実務を架橋する場と言われていました。実際に実務を知るカリキュラムも結構あって、授業を受けながら一方で実務家の話を聞くという形で多様なプログラムが用意されていました。現在どのようになっているかわかりませんが、当時はそのような状況でした。とはいえ、法科大学院で受けた実務の授業は、その後実務につくと本当にかじった程度だということがわかってきます。ですから振り返ってみれば法科大学院では、理論的な内容、いわゆる法学が中心で、法的思考や法的な原理原則の理解など、理論的な基盤が培われたと思います。

実際に実務につくと、多くの未知の事件に遭遇します。『論語』に「学びて思わざれば則ち罔し」という言葉があります。理論を法的思考と言い換えると、それを使って事件を処理する、考えることは、実務につくと否応なく必要になるということを実感させられます。一方で、「思いて学ばざれば則ち殆うし」という表現がありますが、今度は実務をこなしていくと、理論的なものの考え方もまた必要だということを実感することになります。こうした過程を通じて、理論か実務・実践かではなく、学ぶこととすること、つまり、法理論と実務の往復の必然性に気付かされていきます。実際に仕事をしていると、そのように表現しなくても、そういった往復は行っているものです。言葉で表現すれば理論と実務の往復ということになるのかなと思います。この点は後の法整備支援のところでも触れていきたいと思います。

ベトナムでの法学との接点

冒頭申し上げたとおり、弁護士実務を行った後、再び JICA に戻り、法整備支援の専門家としてベトナムに赴任する機会を得ました。法整備支援は通常、法司法機関を協力相手機関とします。要するに、行政官も含めた実務者を相手とするわけです。そのため協力内容は、単純化して言うと、大学で扱う法学のようなものというよりも、むしろ実務に傾斜したものとなります。もちろん立法支援ということもあるので、実務と言った場合、立法過程における実務という言い方になるのですが、大学の法学の授業で扱うような理論的側面というよりは、現実には物事を動かしていかなければいけない、何かを作っていかなければいけないという意味での実務、そうした協力内容に傾斜していくことになります。もちろん実務にも理論的な側面はあるので、ここでは理論と実務を単純化してお話ししているということをご了承いただければと思います。

ベトナムでは実務者だけではなくて、ハノイ法科大学の日本法教育研究センターの学生さんを相手に授業を行う機会がありました。これは名古屋大学が主催し、同大学の CALE (Center for Asia Legal Exchange) でバックアップしているセンターです。日本語で日本法、主に日本民法を学ぶという斬新なアプローチで多くの卒業生を輩出しています。授業では、

日本語が堪能で、日本語の文章も書けるという4年生の学生を相手に、ゼミ形式で民法上の論点について具体的なケースを基に議論する方法を取りました。学生は事前にケースを読んで、レジюмеに取りまとめて、事案の概要、法的な論点は何か、どういうふうに法解釈を事案に適用していくかという作業をしてもらい、その過程でなぜこういう条文があるのか、その条文の趣旨は何か、なぜそういう結論になるのかといったことを議論してゼミを進めていきました。皆さんすごく優秀で、日本語で十分議論ができるような学生さんでした。

このように、ベトナムでは実務者を相手に実務的内容を共有する、日本の経験を共有するとともに、学生を相手に法学教育を行う機会に恵まれました。ここで法学教育という場合には、ベトナムの法学教育ではなく、日本法についての授業を行ったということですので、非常に限られたものですが、そういう機会に恵まれました。

ベトナムの法整備支援は、2020年までの数年間の協力では日本の経験共有が主たる内容でした。私はちょうどそういう時期にいたのですが、このとき思ったのは、ベトナムの実務者が法律上のどういう原理原則を身に付けているのか、どのような法的思考を身に付けているのかという点に対する理解の必要性です。ベトナム語による法学観の中で育ってきた実務者を相手に、どうしてそのように考えるのだろうかというような、法的な思考過程の中で互いに目に見えない壁を感じることもありました。ある事柄を考えるにも、どうしてそういう条文操作をするのか、どうしてこう考えないのだろうか、原理原則の考え方や法的思考の違いを、明確ではないのですが、議論していく中で感じることもありました。この後、鈴木専門家がラオスのことについてお話しされるとは思いますが、そういった話もあるのではないかという気がしています。

こうした壁を乗り越えるためには、例えば問答形式で議論して、互いの違いや背景にある考え方を探っていくという方法が有用な気がします。しかし実際の協力活動でそういったことまではできませんでした。今のベトナムの法整備プロジェクトはそういったことをやろうとしているのですが、私がいる間はなかなかそこまではできませんでした。

こうしたことから、法整備支援を行う際に、実務者の背景にある法的考え方にアプローチしなくていいのかと考えさせられるようになりました。簡単に言うと、法学教育の部分です。先ほど理論と実務の往復の必然性ということをお話ししましたが、その片方、つまり理論の部分にアプローチしていないのではないかと、した方がいいのではないかと考えるようになってきました。ここがベトナムでの法学との接点から考えるようになったことです。

ベトナムの法整備に関わった歴代専門家の報告書などを見ていると、皆さん、法学教育をやってはどうかということを指摘されていて、こういう考え方にたどり着くのは必然なのかなと思います。最終的にはそこに考えが及んでいくようなので、法学教育というのは何らかの形でアプローチしていくべきものなのかなという気がします。この点についても最後にまた触れたいと思います。

蛇足ですが、資料の中に「ベトナム法から日本法を振り返る：比較の視点」ということを記載しました。少し文脈から外れるのですが、ベトナム法から日本法を逆に知るということも経験しました。これは外国法に触れた方は皆さん考えることだと思うのですが、例えばベトナムでは法を具体化することに注力しますが、日本では判例の蓄積ということで、

法では必ずしも具体的に規定しておらず、それを良しとしている場合があります。また、民法を例にとると、ベトナムではどちらかという行為規範として位置づけられているのに対して、日本では裁判規範であるという違いがあります。こうしたあり方は法の社会への浸透度や、裁判所の役割が関係しているのだと思います。法の絵姿というのは、その国の社会状況や人々、裁判所の役割、位置づけ、裁判所がどれぐらい人々から信頼されているか、国民性、文化、歴史など、いろいろなことに左右されていると思いますが、そういった点を改めて日越法の比較の中で実感しました。

法整備支援と法学

最後に法整備支援の観点から少しまとめたいと思います。法整備支援というと、かなり簡略化して言えば、これまでは立法支援や実務改善を行ってきたと整理できるように思います。多くは立法担当者、実務者を相手としたものです。私が知る限り、必ずしも裾野、つまり実務者のものの考え方の基盤となり得る法学教育にはアプローチしてこなかったのではないかと思います。理論と実践・実務の往復の必然性や理論的事柄、ここでいう法学に触れなくていいかという問いかけからすると、個人的には実務家になる前の理論教育、法学教育の部分へのアプローチも、法整備支援の一つとして必要ではないかと思っています。これを視野に入れておくべきではないかという問いかけになります。そこでの法学教育が、もっと言えば法学の存在が、実務家のありように影響を与えると考えるからです。

最近ベトナム以外の南西アジアの案件やアフリカの案件に接するにつれ、協力相手となるような人々と話をしていると、法司法制度を何とか良くしていきたいという強い思いに触れることがあります。私はそれが「正義への意思」であると感じます。皆さんそれぞれ職業上の立場があって、そうしたことも関連しているとは思いますが、こういう思いとはどのように形成されてきたのかという点も、実務家になる前の法学教育との関係で関心を持つようになってきています。法司法制度の発展にはこうした思いも強く影響を与えているのではないかと考えるからです。

しかし、実際に法整備支援という枠組みの中で法学教育にどのようにアプローチしていくかというのは、言語の違いもあり、なかなか難しいように思います。今年6月に法務省法務総合研究所国際協力部主催で開催された法整備支援連絡会で、内田貴先生は、法整備支援における継受法の運用の成功のためには、自国での法学の形成・発展が必要であるとお話しされていました。こうしたことからすると、外部者、その国の言語を話さない者にできることには限りがあるように思います。JICAに限らず、今、日本の大学も留学生の受け入れに非常に力を入れています。それがさしあたって外部者としてできる実際的なアプローチなのかなという気がしています。もちろんその中でどういったカリキュラムを作っていくかということは重要になってくると思います。

一方で、普遍的な内容は、言語に関わらず、共有可能ではないかと思っています。それは文字どおり普遍性を持つからということになるかと思っています。例えば法律上の原理原則、法の支配といったものです。こうしたことが先ほど述べた正義への意思というような実務家の土台をつくっていくことになるのではないかという気がしています。ひいては、それが法の支配の土台になっていくのではないかと考えます。現実的にはこんなにきれいに物事が運ぶわけではありませんが、私の実感としてそんなふうに考えるところです。

最後に、理論と実務・実践の往復ということで、少し趣向を変えたお話をさせていただければと思います。冒頭に、学生時代の話として、法の対象としての人間という内容に少し触れさせていただきました。人間の問題を扱う以上、法整備ということで、法司法制度だけを、あるいはこれに携わる実務家のみを相手にすれば良いのかという問題意識です。人間が直面する問題、例えば民事、刑事、家事等の各種事件のことを考えると、法の役割は実際は点的なものでしかないと思われています。

例えば刑事事件でいえば、被告人の刑事弁護をしたとしても、その後のその人の生活や社会復帰をどうするのかといったことは、法律家の手を越えたところにあります。中にはそうしたことにも熱心に取り組んでおられる法律家もおられると思いますが、やはり生活や仕事の手当てをしてくれる行政やNPO、NGOの存在は不可欠です。女性や子どもの問題についても法的に対応できることは限られており、実践的には法律にとどまらない視点や法律家以外の実務家、例えば社会福祉士や、そうした問題に対応しているNGOやNPOなどの組織とつながっていくという発想が必要になってくると思います。

法が人間を対象にしているということからすると、法学においては学問的な越境、法律分野にとどまらない学問的なインターフェースというか、総合的な視点が必要だと思います。例えばリーガルソーシャルワークなどに見られるように、法実務・実践においても法律家以外の専門職とのネットワークの重要性がもっと指摘されてもいいのではないかと思います。対象地域や問題性の多様性、日本側のリソースを考えていくと、今後の法整備支援のあり方については、こうした視点も大いに参考になるのではないかと個人的には考えています。抽象的なものの言い方なのですが、そんなことを今考えている次第です。

時間の制約のため、かなり単純化してお話しさせていただきました。必ずしもお題として与えられた法曹教育や法学教育、法整備支援がうまく説明できたか分かりませんが、この後の議論の参考になればと思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 枝川先生、ありがとうございました。続きまして、「法整備支援における法曹教育への取り組みと課題～ラオスの例～」と題しまして、国際協力機構JICA長期専門家、現在ラオスに派遣されている弁護士の鈴木一子先生よりご報告いただきます。

個別報告(2)「法整備支援における法曹教育への取り組みと課題 ～ラオスの例～」

鈴木 一子 (JICA ラオス長期専門家/弁護士)

自己紹介

私は弁護士で、現在JICA ラオス法整備支援プロジェクトの長期専門家として、ラオスのビエンチャンに派遣されて仕事をしています。それ以外に、日弁連の国際交流委員会の幹事として、日弁連の法整備支援の活動もしています。また、単位会、地方会にも弁護士が入りますが、私は仙台弁護士会所属で、仙台の国際委員会でも国際交流や支援の仕事をしています。

経歴を簡単に紹介させていただきますと、元々は裁判官をしていました。2018年から検事に転官して、法務省に出向して法務省法務総合研究所国際教育部(ICD)の教官になり、そこで法整備支援に2018年から参加しました。その関係で現在の私のポスト、弁護士のラ

オス派遣に応募しまして、2020年で裁判官兼検察官を退官して、2020年4月から弁護士になっています。そのまますぐに派遣される予定だったのですが、コロナの影響で派遣前業務委嘱という形ですが、国内からオンラインでラオスの仕事をしばらくした後、2020年11月に派遣されています。

私の今いる事務所には、弁護士の専門家が私も含めて2名のほか、検察官1人が法務省から派遣されています。それから、日本人業務調整員という形で総務や会計など庶務を担当する方がいて、日本人は合計4名です。その他に現地採用のラオス人アシスタントが5名いるという、こぢんまりした事務所です。つい先週も専門家の1人の誕生日だったのですが、そういうときにはみんなでケーキを食べたりして楽しく過ごしています。

ラオス法整備支援プロジェクト

現在は2018年7月から2023年7月までの5年間のプロジェクトの最中です。プロジェクト目標は、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築をしたり、法理論に基づいた運用・執行して、実務も改善して、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることです。まさに法曹養成が、目標の一つに掲げられています。

五つのサブワーキンググループ（SWG）があり、私はそのうち二つを担当しています。一つは民事関連法 SWG といって、民事判決書を改善する活動です。民事判決を書くマニュアルが2006年にJICAの支援でできているのですが、それを最新版に改訂中です。もう一つは、教育研修改善 SWG の中に民事系と刑事系があり、私は民事系を担当していて、民事の事実認定問題集を作成しています。ここはまさに今回のテーマと関係していて、法律の教育や実務家の研修を改善するための SWG の活動の一環として、裁判で行う事実認定のための理論構築や、その教科書を作っています。合宿のような形で、裁判官や検察官、司法省職員、司法研修所の人や大学教授、裁判所職員、弁護士などが集まって議論をして、本を作っていくというグループ活動をしています。

法律実務家に対する教育の問題点

日本では、法律家、裁判官、検察官、弁護士は、まんべんなく均質な能力を持つことを目指して教育が行われています。司法試験もいろいろなものが出るので、いろいろなことを一度は勉強しているし、法学部出身でなくても一度は全体的に触れるようにできています。個々人の能力の差はもちろんありますが、まんべんなく均質な知識を持っていると思います。一方で、ラオスの人と話していると、人によって本当に差が大きくて、全くこのテーマに触れたことがないだろうなという人が散見され、同じ人の中でもこの分野はよく知っているけれどこの分野は全く知らないとか、仕事で触れた以外に法律の教育として恐らく勉強したことが一切ないのだろうという分野がすごく多く、知識にむらがあると感じます。

実は、法律実務家に対する教育の問題点というのは、法曹教育だけでは語れなくて、結局、法学教育や、学生への基本的な教育、さらには初等教育と全部つながっているのですが、まずは私の思うところをお話したいと思います。

法整備支援のドナーである日本語側の問題点としては、法曹教育は立法支援と異なり成

果が見えにくくて地味であるがゆえに、JICA は立法支援に飛びつきがち、宣伝しがちです。例えば、ラオスでは初の民法が 2018 年に成立しました。それは本当に素晴らしいのですが、ラオスでは他のこともやっているのに、やはり外務省や法務省など外部の人に言いやすいので、JICA の人もラオスの法整備支援といえば民法の支援の話ばかりで、成立から 4 年たってもずっと民法の話をしています。ラオスもだいぶ法律がそろってきているので、そこからどうやって次の支援をするのか、その成果や意味を現場にいる専門家だけでなく、法律家ではない支援関係者にどうやって説明するのが本当に重要だと思います。立法支援というのは、「民法は作りました」「民事訴訟法の改正を手伝いました」とすごく分かりやすいのですが、「法曹の能力が上がりました」ということは非常に言いづらいので、どうやるのかは日本の問題だと思います。

また、法曹教育については、他の国でも同じことだと思いますけれども、日本人がラオス法をラオス人に教えるという方法も、手っ取り早い方法としてはあると思います。日本も、明治時代に外国の先生たちから大学で教わったと思います。しかし、それでいいのか、ラオス法なのだから、ラオス人がラオス人に教える必要があるのではないかと。JICA プロジェクトの中でも、その軸足がどちらに振れるかというのは、国や人によって違うという感じはしていて、日本人がラオス法を勉強して中身も教えていこうという考え方もあるし、あくまでラオス人同士で議論したり教育したりするのを手伝うという、二歩三歩引いた考え方もあると思います。ただ、どのスタンスを取るにしても、法整備支援の文脈では現地で働く日本人の専門家がラオス法自体をよく知らないのと、一体、何が分かっているのか、何が困難なことかが分からないので、教育の問題点に食い込むことができません。

他方、ラオス側の問題点としては、最初は日本人が教えたとしても、いずれはラオスの人がラオスの人に教えることになり、教えるためには最高レベルの理解が必要です。本当に理解していなければ教える側に立つことはできません。また、ラオスでは法曹教育のイメージが共有されていない。ラオスでは法学部がありますし、日本が支援した司法研修所もありますし、法曹教育や法律の教育はされているのですが、果たしてそれが素晴らしく効率的で理想的なものなのかというと、必ずしもそうではない。法曹教育はどのようになされるべきなのかというイメージ自体が、ラオス人で共有されていないと感じています。

事実認定問題集の例

現在作成中の事実認定問題集の例をご紹介します。これまでに売買契約、消費貸借契約、賃貸借契約という三つが完成していて、今は不法行為の事例を作っています。

これは交通事故に遭ったという事例で、ラオスの人たちが自分たちで事例の詳細を考えたものです。「2021 年 6 月 27 日 15 時 00 分に、D が三差路で制限速度を超えて運転し、携帯が鳴ったために床に落ちていた携帯を拾おうとしたら、制御できず中央車線から外れ、立っていた C に衝突した」云々と書いてあります。最初は非常に曖昧な事例だったので、これだと何が不法行為になるのかははっきり分からないという議論をして、詳細に書き直していきました。そのように、日本の助言によってどんどん内容を変えていくのですが、最初の骨子はラオス側で作っています。

これは「出来事（ヘドガーン）に対する A の言い分」というタイトルで始まっているのですが、この一文にラオスと日本の違いが面白く出ています。ヘドガーンを日本語に訳す

と「出来事」なのですが、ラオスではそもそも日本の事実認定とは少し違うことをしていて、交通事故で刑事事件が立件できる場合は刑事と民事を一緒にやります。このヘッドガンというのは、日本の戦前の刑事の「社会的事実」というイメージで私は捉えていて、広く何があったかという全体的な多くの出来事を書いていくという感じです。ですから、日本人の法律家から見ると全く関係ないように見えることも、ラオスの人は法律上の重要な事実として書きたがるということがあります。どこが必要か必要でないか、ラオスにとっては何が重要かというのを議論して事例を作っていきます。

本件を簡単に言うと、被告 D が車で原告 A の息子 C と夫 B を轢いてしまい、息子は死亡、夫は後遺症が残ったため、原告 A が損害賠償請求をするという事例です。問 1 は「損害賠償を請求するため、請求権を発生させる要件はどのようなものがあるか」で、問 2 は本件の争点は何か、問 3 はその争点を審理するために、どういう証拠が必要かというものです。これは日本の司法研修所で作っているようなものに見えるのですが、必ずしも要件事実まで細かくはやらない。ラオスでは要件事実の概念がまだないですし、そもそもラオスでは、法律要件を満たすと法律の効果として権利が発生するという考え自体が浸透していないので、法律上、何があるとどういふ請求権が発生するかという要件事実みたいな詳細なところに入り込まないように大ざっぱな感じでやるよう心掛けています。

ラオスで法解釈学を発展させる難しさ

ラオスでは、そもそも法律上の要件と効果の整理がなされていません。この条文の意味として、何が要件になるかという考え方をあまりしない。その結果として、みんなで議論すると、「私はこう考える」という意見が出るのですが、AさんとBさんの発言は何が違って、どうして違ってくるのか整理するのがすごく難しいのです。だから、そこは専門家がアシストしています。

なぜそうした整理ができないのか考えると、ラオスは社会主義ということもあってか、複数の法解釈が成り立つことへ大きな抵抗があります。恐らく法律を科学的なものの一つと捉えていて、日本などでは、いろいろな説があって、そこを議論していく面白さがあるのですが、ラオスではそれを一つの真実、到達点への途中経過に過ぎないと考えていて、最高の真実的な一つの答えが法律でもあって、それを探していこうとする。そのため、複数の説を並べても違いを見つけるのが容易ではないし、地位の高い人がある説を言ってしまうと、個人的には違ふと考えていても、それを強く主張することが難しそうだというデリケートな問題もあります。

先ほどの不法行為の事例で損害賠償を請求するための要件はどのようなものがあるかという問いに対して、最初の回答案としては、不法行為があること、損害があることに加え、「D が損害賠償の全額について責任を取らない」という、どういう意味なのだろうと思う回答があったのです。これは、ラオス民法 392 条で契約不履行の効果として、「契約当事者の一方が不履行をしたときは、違反をされた側が契約不履行を要求する権利を有し、損害を賠償させ契約を解除することができる」という条文があって、要するに不履行があって契約履行請求権が発生するという考えです。私の理解では、京都大学の潮見佳男先生も日本でこのような説を採っていて、契約不履行の救済手段として履行請求権があるという考えですが、ラオスもその説を採っていて、ただ、この 392 条が何を意味しているかをまと

めるのに3年かかりました。先ほどの「加害者が責任を取らない」というのは、この392条になぞらえて使っていて、相手の不履行を要件にしているようなのです。ただし、392条は契約不履行なので、「不法行為は契約ではないですよ」という話をして、では、不法行為でも契約と同じような要件になるのでしょうかという議論をした結果、現在の修正版の回答案では不履行については出てこず、因果関係だとしています。このように、ある条文がどこでどう使われるのかという全体像を見るのが難しいという感じがします。

ワーキンググループで出てきた発言の例として、不法行為の要件1として「法令に抵触する不注意による行為があること」を挙げましたが、教科書なので、なぜこれが要件になるのか文章として書きましよう。するとラオスの国立大学の先生が、「なぜならその行為が民法472条に規定されており、これが基本の要件であるからだ」と応えたのです。472条はまさに不法行為を「法令に抵触する不注意による行為」と規定するものですが、「これがなぜ要件になるのか」「なぜなら、これが基本の要件であるからだ」というのは、日本語で聞くと何を言っているのかが分からなくて、トートロジーにも見えるし、あるいはラオスの人は「基本の要件」ということをよく言うので、もしかしたらあるべき基本的な要件というものがあって、それが民法に表れているということを言いたいのもかもしれませんが、この文章だけを見ても言葉が足りないと感じるので、「教科書なので分かりやすく書きましよう」ということを言っています。

それから、「本件ではどの法令に抵触するのか、書かなくていいのですか」というコメントをICD教官から頂いたのですが、司法研修所の先生が「具体的な条文は記載せず『法令に抵触した』でいい。この教科書を使う人が将来、自分で調べればいい。それがラオスのスタイルだ」と言っていて、本当にそれでいいのだろうかという疑問がありました。

2022年8月に、民事系のグループが集まるセミナーがありました。そこで、民法395条に「契約の重要な内容について違反があったときには解除できる」という条文があって、この「契約の重要な内容について違反があったとき」とはどういう意味かという議論をしたのです。そのときに、私がそれまでのワーキンググループで出てきた発言から、A説、B説、C説、D説、E説と名前を付けてまとめたのです。このようにまとめると「なるほど、分かりやすい。このようにできるのか」というところまではいくのですが、発言を聞いて整理するということがラオスではあまりされないので、例えば「なぜA説ではなくE説を採ったのか」という議論になってくると、そもそもA説とE説の違いがよく分からない、すぐに理解することが難しいという苦労があります。

ラオスで法解釈学を発展させるには

先ほどの問題集は、司法研修所や裁判官や検察官の研修所、それから大学の学部でも使えると思っているのですが、そもそも法曹教育の根幹となる法解釈学が、まだあまり発展していないように感じています。そこにはまず初等教育の問題があって、そもそも論理的思考を教わっていない人が多いのではないかと思います。文章を書く时必须誤字脱字がありますし、母語にもかかわらず文法のミスも多いです。また、裁判ではお金の計算が絡む問題もよくありますが、その計算も難しいという問題もあります。

法曹の専門教育に関しては、教えるべき理論を発展させることは大前提ですが、法曹教育でどういう教育をするかというイメージが共有されていなくて、あるラオスの方は「大

学で教えるのは、誰でもできる。教科書を読み上げればいいのだから」と言っていました。ですから、本を読んでいるだけ、条文や文字を読むだけという教育から脱却しなくてはならない。では、今、ラオスでどうやって法曹教育を充実させるかという、今、教える立場の人たちは中堅以上の人たちですが、その人たちがそもそも十分な専門教育を受けていないので、そこに対する手当がまず必要ですし、教える側にフレンドリーな教科書や教材がないという問題もあって、いろいろ初等教育からつながっているということが分かりました。

最後に余談ですが、私は昨日まで個人的にラオス南部の田舎の方に行っていたのです。本当に田舎で、初等教育もあまりきちんとされていないだろうなと思いましたし、ラオスの首都ビエンチャンで話されている言語とは違う少数民族の人たちとも会い、日本の均質な法曹教育に近づけるのはなかなか容易ではないと思いました。まずは首都の法律を作ったり使ったりする中心となる人たちから広げることが大事なのかなと思いました。

(司会) 鈴木先生ありがとうございました。次に「カンボジアにおける学校の法学教育とその問題点、発展途上国における法の支配の構築に向けて」と題しまして、名古屋大学法科大学院西原圭亮さん、名古屋大学大学院法学研究科クム・カエマリーさん、ヘイン・ソマリンさんよりご報告いただきます。

個別報告 (3) 「カンボジアにおける学校の法学教育とその問題点

—発展途上国における法の支配の構築に向けて—

西原 圭亮 (名古屋大学法科大学院)

ヘイン・ソマリン (名古屋大学大学院法学研究科)

クム・カエマリー (名古屋大学大学院法学研究科)

(西原) 本報告の流れですが、まず導入として、今回のシンポジウムのテーマである法の支配について、特に開発法学における法の支配の概念について、簡単に説明します。その上で、法の支配と法教育の関係について、自分なりに論じてみたいと思います。さらに、カンボジアの法教育の現状を実際の教科書の記述を見ながら、法の支配という観点から問題がないのか分析します。最後に、以上の分析を踏まえて支援国にどんなことができるのか発表したいと思います。

導入

法の支配という概念は、法制度を確立した国においても政府の権力を抑制したり、市民の権利を擁護したりする上で非常に重要な概念である以上、法制度がまだ確立していない国においては良い統治を確立するために重要な概念であります。グローバル化する現代社会において、法の支配の確立は一国だけの問題ではなく国際的な問題であると言えます。通商、犯罪捜査、平和的な外交関係等のルール形成は、一国だけの支援で行うものではないため、国際レベルの問題だということを改めて認識していただければと思います。

法の支配が国際レベルの問題である以上、その関与形態は多様ですが、①法解釈や判例法の形成・慣習法等の共有、②ウェブベースの法情報の交換・共有、③市民への法普及活

動の支援という3つがあるかと思えます。今回の報告では特に③の市民への法の普及という観点から報告を行います。

スライド5の表は、松尾先生『開発法学の基礎理論』から引用したものです。法整備支援対象国において法の支配を構築していこうと考えた場合、そもそも法の支配が非常に多義的かつ抽象的であるがために、認識が異なることにより、その構築に非常に困難が生じることがあります。名宛人、法の範囲、中心的な価値、存在意義、中心となる政府機関というどの要素を重視するかによって理解が分かれます。

大まかに言えば、形式的理解と実体的理解という2つの理解があると考えられています。形式的理解は、法の支配は人民に法を遵守させ、国家を統治するための手段であり、司法部が主たる担い手となって実定法を解釈・適用することが中心内容とする立場です。一方、実体的理解によれば、法の支配は政府の権限行使をコントロールすることを主眼として、権力分立、民主主義、人権を実現する良い法の支配を意味し、悪法の支配を排除されます。また、自然法をも含み、その担い手としては民主的に選挙された立法府の機能も重視する立場という定義がされています。法の支配の多義性ゆえ、開発法学においては良い統治を実現するためには、それ以前の問題として、どのような法の支配を構築していくかというところが一般的に問題となってくると考えられます。というのも、支援国の側で受け入れられている法の支配という概念が、支援対象国においても受け入れられるとは限らないからです。

支援国には、法の支配の多義性を前提としつつ、より良い統治のための法の支配とは何かという点について、支援対象国の伝統的ルール、国民や政府の態度、慣習、宗教といった諸般の事情を総合考慮して検討が求められますが、第一義的には支援対象国の人々の参加と努力によって構築されなければならないと考えます。そして、法の支配の構築という場面において、市民に対する法教育は、法の支配は支援対象国に統治機構全体の根幹をなす価値観としてどういったものであるのか、具体的な制度においてその価値観がどのように表れているのかを正確に伝えるとともに、自国の法の支配が十分なのか、より良いものはないかということ、国民が熟慮する機会を与えるものだと考えています。そこで、法教育の場面において支援国は、法教育を受ける機会の拡充への支援を行い、良い統治を目指し、被支援国にとってより適切な法の支配とはいかなるものかを一緒に考えることが重要だと考えています。

本報告では、カンボジアの現状を踏まえつつ、小学校から高校までで使用されている教科書の記述から、法の支配の概念を構築するに当たっての課題を分析していき、補足的に支援国が上記課題を解決するために、カンボジアにおいてどういった支援ができるのかということをご提案できればと思っております。

カンボジアにおける法教育の現状

(ヘイン・ソマリン) 小学校2年生から中学校2年生までの法教育の内容について説明します。カンボジアでは、小学校の早い段階から法教育が行われています。小学校2年生から6年生までで、子どもの権利、国王・立法府・行政府・司法府の役割を簡単に紹介しています。中学校1年生から2年生までは、地方選挙および議員選出選挙、男女平等、差別の禁止などの内容が教えられています。中学校2年生までの法教育では、民主主義およ

び法の支配に関して深く紹介はされておらず、ジェンダーの平等、国家機関の簡単な紹介や選挙のやり方などが主な内容となっています。

中学校3年生に入ると、民主主義の基礎知識に関するレッスンがあります。このレッスンは、民主主義の定義やそこから発生した原理がかなり深く紹介されています。民主主義とは、国民が主権者となり、国民による国家の統治のあり方であると説明されています。国民が選挙を通じて、自らの代表者を選出します。その代表者は主権者である国民を代表して国事を決めると定義されています。民主主義国家の下では、政府は何らの行動をする際に常に法律に基づいて行うべきであって、どんな人も法律に反する行為をしてはいけません。いわゆる法の支配の発生原理である、法律による行政の原理のような内容が紹介されています。民主主義の基本原理は、スライド10に挙げられているとおりです。

法の支配という観点から、この内容を評価すると、まず特徴的な点として民主主義の本質的な部分が紹介されていると言えます。特に法律に基づく行政の原理、複数政党制の意義、民主主義における野党の役割や少数者の尊重、行政の透明性などを強調しています。しかし、以下のような良くない点もあります。例えば複数政党制原則を説明するのに、突然、民主主義と法の支配の話が出てきます。この3つは密接な関係があるものですが、理論構造を整理してから説明しないと話が混在してしまっ、学生にとっては理解しにくいと言えます。また、行政および国民は法に従って行動しなければならないと紹介しつつ、法の内容はどういうものであるべきかについて何も触れていません。

次は、高校1年生の教科書の内容です。高校に入ると「法の支配」という名前のレッスンが登場し、法の支配について、より深く紹介されています。法の支配を採用する国とは、法律を守る国を指します。国家の全ての決定は、法律に基づいて行わなければなりません。社会で起きた紛争は、裁判所によって解決されなければなりません。法の支配の基本原理は、法律を国が統治するための基本的な柱として使用することです。国家が秩序ある状態となるためには、その国家を管理するための法律があり、同時に国民による法律の遵守も重要な要件となります。

法の支配を採用する国は、複数政党制を採用する民主主義国家でもあり、国民に対して平等権や表現の自由、選挙権および被選挙権を保護し、これを通じて政治的な安定性を守り、国民は自ら国の将来を決めることができます。国民は、国家の主権者であって、立法府、行政府、および裁判所を通じて自分の権限を行使すると同時に、国家および社会の安全秩序を守るために努力するとしています。

この内容を評価すると、本文では、法の支配を採用する国における法の存在意義という重要なポイントを押さえて説明しています。それと同時に、紛争の解決は行政ではなく、独立した裁判所が行うという民主主義国家における司法の役割をも強調しています。しかし、前の部分と同じように、法の支配、複数政党制と民主主義の説明が混在しています。その他、国民には法の遵守義務があることを書いており、国家の安全秩序を守るのは権力者ではなく国民であると示唆されています。法の支配は、一般国民による法の遵守を厳格に要求することにより、国民の行動をコントロールするためのものであるというニュアンスを受けます。

その他、「カンボジア王国憲法」というレッスンもあり、スライド15のような記述とな

っています。

続いて、「カンボジア王国の最高機関」というレッスンがあります。立法府・行政府・司法府を紹介し、それぞれの機関の役割を説明しています。教科書の書き方からすれば、立法府・行政府・司法府の3機関とも国家の最高機関として扱われており、選挙に基づいて選出された立法府に特別な地位を与えるわけではないことに注意する必要があります。

レッスン4は「権利と義務」です。権利は人間として生きるために必要なもの、義務は国家が定める法律に従って果たすべきものと提示されていますが、特徴として、権利と義務の混在が挙げられます。例えば、兵役義務、納税義務、学習義務、法律の遵守義務、選挙権を行使する義務などが挙げられます。全ての国民は法律を守らなければならない、他人が法律に反する行為をしないよう、法律の存在価値を守る義務があると説明されます。すなわち、個人は権利を行使する際に、他人の権利を侵害してはならず、他人の行為によって自己の権利が侵害された場合は、裁判所を通じて法律を使って救済を求めることができます。

レッスン5は「表現の自由」です。法律は国民に対して表現の自由を保障しますが、その発言は他人の権利を侵害したり、国民の安全に影響を与えたり、法律に反したりすることをしてはならないとしています。国民、特に報道機関は表現の自由がある一方で、それに対する責任もあるという点が強調されています。つまり、権利・自由の意義を説明すると同時に、これらの権利を行使する際の注意点を強調しており、萎縮効果を与えるのではないかと思います。

レッスン6は、個人が自己の人権が侵害されたときに、どのような対処方法があるかを説明されています。人権侵害とは、他人の違法行為により自分の生活、品位、名誉、および利益に悪影響を与えることであると説明されています。個人は自らの権利が侵害されたと考える際に、検察官、弁護士に相談することができるのみならず、裁判所に訴訟を起こして損害賠償および慰謝料を請求することができます。国民は自らの権利を理解できず、どの場合に自分の権利や自由が侵害されたのかさえ分からない場合がありますが、この部分は権利侵害の定義を分かりやすく説明しているため、国民は権利侵害について自分で判断することができます。警察官、弁護士、特に裁判所の役割をもかなり詳しく紹介しているため、国民はどこへ行って、どのような救済方法を受けられるかを教えられています。

(カエマリー) 高校3年生になると「権利と法律」というレッスンがあります。ここでは、法の定義について、さまざまな学者の学説を紹介しており、中にはマルクスのような学説も含まれています。さまざまな学説を紹介したものの、最終的には現代民主主義社会における法律の定義およびその役割については全く説明されていません。そして、タイトルが「権利と法律」であるにもかかわらず、権利についての説明は全くありません。

次のレッスンは「人権の誕生」です。内容はスライド21に示したとおりで、特に問題はないと思っていますので、時間の関係で割愛します。

続いて、「仏教の観点から見る人権概念」というレッスンがあります。カンボジア王国憲法は仏教を国教としており、仏教のルールは人権の保障と密接な関係があります。仏教は平和的な問題の解決、生命の尊重、差別の禁止、暴力行為の禁止などを仏教徒に教えており、人権保障に貢献してきていると説明されています。仏教のルールと人権保障との関係

を、かなり詳細に分かりやすく紹介していると言えます。宗教と法の支配の増進への貢献という観点から考えれば、非常に良い部分でもあると思います。

その他、第9課は「カンボジアにおける少数民族の権利」、10課は「女性の権利」、11課は「子どもの権利」という順に説明されています。具体的な教科書の目次については、先ほどチャットの方に送らせていただいた資料をご参照ください。

2016年に出版された高校1年生の社会科教科書には、「国民は法律を遵守しなければならず、他の人が法律に反する行為をしないように法律を守ること」と書かれています。また、マルクスの法概念を紹介し、「法とは上位の社会的地位を有する権力者の解釈物である。法は、権力を握る社会グループの意志である」という記載があります。

分析

ここからは、法の支配の観点から教科書全体を見たときにどのような問題があるのか分析していきたいと思います。大きく分けて二つの問題があり、それは、書き方などの形式的な問題と、実質的な内容面の問題になります。

まず、形式的な問題から分析していきます。カンボジアにおける法教育は、教材の質は別として、小学校レベルから高校レベルまで公民という科目の中に幅広く取り入れられています。特に中学校3年生から高校3年生まではその内容をかなり深く、かつ詳細に紹介されています。教材で主に取り上げられているのは憲法学です。例えば民主主義原理、複数政党制、権利概念と法の支配などが挙げられます。しかし、教科書に書いてある内容は十分ではなく、適切さを欠いているところもあります。その他、同じことが何度も繰り返し紹介され、重複するところが多い一方で、内容が統一されていないという特徴もあります。特に民主主義、複数政党制と法の支配を紹介するときに、その内容を区別せず混在させているため、学生にとって非常に理解しにくいことは否定できません。学生に効率的な法教育を行うためには、教科書の内容を見直すことをはじめとして、学生にとって理解しやすくするための書きぶりも工夫する必要があるのではないかと思います。

次に、内容面で具体的にどのような問題があるのかを検討します。カンボジアでは、法の支配は国家権力、特に政府の権限行使を統制するために利用されるよりも、国民による法の遵守を要求する側面の方が強調されています。そして、権利が侵害された場合は、司法の場で救済を求めることができるとしており、司法府に重点を置き、裁判所に過大な期待を寄せていることが特徴です。権利侵害の回復、つまり事後的な救済の側面のみを終始しており、どのような法律の内容を作れば、国民の権利がより手厚く保障できるのか、政府による権力の濫用を防止するためにどのような法律を作るべきかといった前提問題への配慮が足りないといえます。

しかし、民主主義を採用する国である以上、国民の権利・自由の保障について、できる限りより良い方向を目指すべきです。すなわち、民主主義国家における法の支配は、本来国民の権利・自由の保護を最優先にして、これを実現するためには良い法を制定し、国家権力をコントロールするものです。従って、民主的な選挙を通じて選出された立法府は良い法律を制定し、国家権力の濫用から国民を守るべきです。

以上の観点から、法律の内容を問題とせず、国民に法の遵守を厳格に求める結果、国民の権利保障範囲が狭められる恐れがあり、国家権力の濫用が起りやすい環境にあります。

権利侵害が起きた場合は、裁判所に救済を求めることを重視しますが、このような考え方は、権利侵害の予防という観点から抜けており、問題があるのではないかと考えます。

また、教科書で言い尽くされた人権概念にも多くの問題があります。教科書においては、人権概念を説明するときに、その内容が十分でなく、また適切でない内容も多く含まれています。人権概念に関して、さまざまな昔の学者の学説が紹介されています。しかし、現代民主主義社会における人権概念とは一体何なのかという核心的な内容についての説明は何も書いてありません。さまざまな人権概念を学生に紹介しているにもかかわらず、それに対する評価が一切なく、社会主義国家における人権概念と民主主義国家における人権概念の相違点も明確にできていません。このような記述は、学生が正確な情報を受けられず混乱を招きやすいと思います。

その他、権利と義務の混在も見られます。例えば、学習することは本来、学習権のはずですが、教科書には義務のところを書いてあり、選挙権の場合、権利であるとともに、選挙権を行使することが義務であると説明されています。結局、何が権利なのか、何が義務なのか区別することができず、学生にとって非常に理解しにくい内容であると思います。

また、法律の遵守は義務であるとしながら、これは人権の内容の中にも含まれていると記述しています。法律を遵守することがなぜ人権の内容となるのか、その説明は一切されていません。そして、国民の義務を説明する際に、国民は法律を遵守する義務があるとするだけでなく、他の人が法律に反する行為をしないように、国民は法律の価値を守るべきというような内容も書かれています。これを実現するためには、国民が互いの行動を監視しなければならないというような内容を示唆しているのではないかと考えます。

まとめと提案

(西原) 以上のように、カンボジアの学校における法教育の内容は、まだ不十分な点が見られるのではないかと思います。その内容を充実させるためには、最初に述べたように、自国の考え方を押し付けるのではなく、諸要素を考慮して寄り添っていくような形が望ましいと思われます。ただ、教育の内容というのはその国が決めることですので、最終的には支援対象国が決定するということが一番重要です。ただ、法教育について一国だけで決めてしまうと本質がずれてしまったりすることもあるため、サポートは必要です。支援国としては、宗教等の非成文的なものを理解した上で、情報の共有や提言、法教育を受ける機会拡充のサポート、経験知の共有を行うことが重要だと思っています。

加えて、カンボジアでは学校における法教育だけでなく、学校以外の法教育を受ける機会を支援することも重要です。高校まで進学してきちんと法教育を受けるような人たちがまだ少ないのが現状だからです。具体的には関係機関、政府、NGO、JICA、報道機関といったところと協力し、セミナーを実施したり法教育のテキストを作ったり、都市と地方の情報格差を是正するため、ラジオや Facebook を通じて法に関するドラマを放送するなど法教育の普及も重要かと思っています。

ただ、カンボジアにおいてはまだ政府に対する批判的な内容を取り扱うのが難しい場合があります。政府による協力が得られ、かつ国民に関心を持ってもらえるようなコンテンツが必要かと思っています。そこで、政治的な問題と抵触しにくい司法領域や、労働問題、公法の領域から出発していくことが必要なのではないかと考えます。現在、カンボジアで

は民間の団体が法律に関するドラマを制作して YouTube で公開しており、こうした機関とも連携していくことが重要なのではないかと思います。

社会主義体制を長年経験していたカンボジアは、1993年に民主主義体制に切り替わっていますが、昔の考え方が残っている部分はあります。そこでいきなり支援国の法の支配概念や、それに基づく法制度を押し付けてもうまくいかない部分があると思うため、法の支配の構築は段階的に行っていく必要があると考えます。どこからスタートすればいいのか、今のカンボジアは法の支配を構築する過程でどの段階にあり、どのように進めていくべきか、皆さんと議論できればと思っております。

(司会) 西原さん、カエマリーさん、ソマリンさんありがとうございました。最後に、「法支援整備における法教育の思想と行動」と題して、大阪大谷大学人間社会学部、久保山力也先生よりご報告いただきます。

個別報告(4)「法支援整備における法教育の思想と行動」

久保山 力也(大阪大谷大学)

これまでの経過

私は大学院時代は法哲学を研究しており、いたくまじめな方向性からアプローチしたのですが、専門が法社会学ということで、釜山大学に留学する機会を頂きました。しかし、当時の韓国は法社会学は何もやっていないというレベルで、いたく苦労して韓国語だけうまくなって帰ってきました。帰国後は、早稲田大学、九州大学、青山学院大学の法学部・法科大学院で7年余り勤務し、その後、名古屋大学の CALE でウズベキスタンに派遣していただき、タシケント法科大学でも勤務しました。また、中学校・高校・高専で7年余り勤務し、ケニアで売春の実態調査をしたりもしました。それから、「ゲーミング法教育」というタイトルで新学術領域研究という非常に大きな資金を頂いたり、松尾先生の薫陶を頂いて「架橋型」法の教育という形でプロジェクトを組ませていただいたりして、国内外の学会で成果発表してきました。

今日の主要なテーマである法の教育に関しては、日本司法書士会連合会と共に全国調査を実施したり、教材を作成したり、さらに、この狭い世界にとどまっていけないということで、ゲームショウに出展してみたり、つい先日もニコニコ超会議に出展してみたり、そういう活動をしています。2017年には「対話する法と教育」という韓国語論文や、2018年には『ゲームで学ぶ法教育』という著書も書かせていただいています。

法の教育

法教育は、日本においては20年ほど前から本格的に議論され始め、中等教育以下、初等・中等教育の児童・生徒に提供されるものとして定義されていますが、現在では各種専門家団体やロースクール、あるいは学生がサークル活動や法人を設立して、いろいろなところで展開されてきており、日本ではある程度は成熟してきたと言えます。国も新しい学習指導要領の下、高等学校は今年から「公共」という科目を新設し、現代社会の諸課題のベースに道徳的・法哲学的価値観(幸福・正義・公正)があることや、紛争の発生を前提として紛争管理の視点を教えること、個人の力より協働の力を重視する方向性などが示さ

れています。ただ、以前の指導要領からものすごく変化しているというわけでもなく、どの時代でも求められるような価値感ですので、これだからこそどうのということは、特にはないと思います。

法整備支援における「法の教育」

今回、松尾先生から頂いたお題が、法令整備の支援が一段落ついた国では市民に対する法の教育の重要性が増しており、法の支配を構築するために、法整備支援を通じて私たちは何ができるかということです。そこで思想をどう考えようかということで、3点まとめました。

1点目は、日本で進展してきた法の教育をそのまま移植はできないということです。これは法社会学的な反省点もあり、日本が帝国主義の政策を推し進めていたときに、法社会学が植民地経営の一翼を担い、現地での紛争スタイルや法意識を調べて、日本がうまく統治できるような材料を提供するというようなことも実際にありました。従って、日本でそこそこうまくやってきたからといって、その法の教育を押し付けるのはあり得ないということです。

2点目は、法エリートへの提供に対する不安感です。これは、法の教育（法教育）と法学教育（法曹教育）との壁なのかなと思います。中等教育を受けた方々は高等教育を受けて法曹になれる方も多いため、事実上、中等教育レベルでエリートの下地が養成されていると考えると、法の教育が中等教育だからというだけで、この問題を意識しないことはできないと私は思っています。つまり、いずれ支配者側に回る方々に法の教育を提供して、それが格差を広げることにならないかというところは、常に問題意識を持っていかなければならないと思っています。

3点目は、受入国社会の教育との整合性です。公式的という表現が望ましいかどうか分かりませんが、そのような観点からすると、軍事政権あるいは一部の人間に厳しい教育をしているというところには疑問を抱くわけです。それをどこまで受け入れて、あるいは見ないようにする、あまり考えないようにすることが正しいのか、「それは駄目だよ、別の方式があるでしょう」というのか、でもそれはやはり押し付けになるのかということをいろいろ考えてきました。これはずっと考えていたことで、今回のお題を頂いてさらに思い起こしたということなのですが、そこでいったん回答を「奥ゆかしくも、エッジの効いた、汎世界的なアプローチ」という思想でいくべきではないかとしました。

これは私が松尾先生から教えていただいて、いたく共鳴しているところですが、いつでも、誰でも、どこでも、直感的に学修可能な教材の開発が一番の肝だということで、これまで活動してきました。汎世界的・汎社会的なアプローチで、しかもすごくベーシックな内容をアプリ化していくというところに突破口があるのではないかと考えています。これはゲーミング理論ではなくがちがちの本当のゲームで、ロールプレイングゲームであったり、シミュレーションゲームであったり、アドベンチャーゲームであったり、いろいろな方法がありますが、いずれにしろゲーミング手法を使って、そんなに高尚ではなく直感的に遊んでいただけるような教材をこれまでも試行錯誤してきました。

当該社会における学校教育プログラムは当然検討しますし、ウズベキスタンでは、高校で授業をしたかったら「本を1冊書いてこい」と言われるのです。本を出版したことがな

いと高校で授業ができないというルールがあり、そうでないと模擬授業もさせてもらえなかったりするのですが、そういう現地のルールにはのっとりながら、そういうところと連動していかなければ成果は得られないと思っております。

一方で、ゲームによらない方法論も当然あり得ます。ゲームに対してネガティブな意識を持っている方も当然たくさんいますし、そもそも不慣れで、普段からやらない、好きか嫌いまで到達しないという方もたくさんいるので、そういう場合には別途の対応が必要だということで、司法書士界と一緒に「3つのちからシリーズ」を作りました。これはテキスト教材に、デジタル紙芝居の入ったDVDやCD-ROMが付いたもので、リアルな紙のものも付けたりしていて、学習指導欄やワークで使うようなシートなどが全部入っています。この「解釈のちから」は読み物としてもそこそこ長いものになりますが、これは学修者の方が読むものではなく、学修者の方は参加するのみで、教員側（実施者側）がこれを読んで準備するというで作成しています。

ゲーミング手法は、20年ほど前から使われてきています。ゲーム自体はもっと昔からありますが、法の教育の一環として使われ始めたのはその頃で、先行事例を幾つか紹介します。一つは韓国法務省が作った、保険金詐欺を学ぶためのゲームです。これは相当の額をかけてゲーム会社に制作を依頼しているのですが、運転していると当たり屋がぶつかってきて、入れ墨の入った人に脅されて、示談書を書かされ金も払わせられると。それで、相談に来たらプロのアジャスターの方がいて、相談に応じてもらえるというような感じです。これを「保険制度を勉強しましょう」「法を勉強しましょう」という売り方は全くしないのです。理想的なのは、「勉強のためにこれをやってみましょう」ではなく、ゲームを通じて自然に、シームレスな形で法の世界に触れていただくことで、それが法ユビキタス社会に近づく一歩なのではないかと考えています。

もう一つは、大阪弁護士会で制作した「スイートホーム炎上事件」というゲームです。これはグラフィックも相当いいのですが、それほどお金はかかっていないそうです。アドベンチャー形式で、ストーリーはほぼ単線に進んでいきます。小説をゲーム化したノベルゲームよりは選択肢が幾つかあって、操作していろいろな情報をつかんで、それがゲームの達成につながっていくというような形式ですが、キャラクターも結構しっかり作り込まれていて、弁護士会が作ったものなので証拠や事実認定などが非常にシャープに描かれている作品です。大阪弁護士は他にもいろいろなゲーム作品にトライしたり、なかなか先鋭的な活動をしている印象です。

非ゲーム型考察

「3つのちから」シリーズは、4作品のデジタル紙芝居を作り上げています。最初は私が考えていたのですが、結局どのような形で広がるかと考えたときに、私が一人で作って発表しても全く無力なので、司法書士会の先生方と一緒に開発することにしました。これは、ロールプレイングなどゲーム要素が相当に含まれた教材で、ナレーションやセリフは全部プロの方に入れていただいています。

「解釈のちから」は江戸時代のイメージで、川に橋が架かっているのですが、「この橋、馬は渡るべからず 村長」という看板が立っていて、近所の人たちは悩むわけです。これは村長が作ったルールなのですが、当の村長が亡くなってしまい、みんなで相談すること

になります。

ここで第1問ということで、馬、牛、子馬、人が、それぞれ橋を渡れるか判断してもらいます。その後で、理由がいろいろ出てきます。例えば「馬が橋を渡ると、糞をして橋が汚れる可能性があるから、村長はこういうルールを決めたのではないか」と言う。それを聞いて、また馬、牛、子馬、人が渡れるか渡れないかを判断します。

最後に、村長さんはこんなことを考えていたというメモが見つかります。橋を渡れなくして、遠回りをさせた先に奥さんが茶店を開く。そうすると、そこで休む人がたくさん出てきて、これで食べていけないのではないかという意図があったと分かります。では、どう判断するかということを経験で考えていただきます。これは、○か×かの二択ではないですよ。○に近い×もあれば、×に近い○もあって、ではどれぐらいの感覚なのか、クラス全体でいろいろな議論をしていただくわけです。

これは「解釈のちから」ですが、「今から法解釈を勉強しましょう」という振りは一切しません。遊びながら、先生にリードしていただきながら、解釈ということの意味や大切さを考えていただくという教材になっています。

このような非ゲーム型教材の長所を挙げると、まず既存の学校教育プログラムとなじみやすい。また、教材も完成しており、私も7年ほど教壇に立ちましたが、準備が簡便であることは恐ろしくありがたいです。それから、指導要領が変わって外部講師もどんどん活用する方向性なので、今回は司法書士会と一緒に作ったので、司法書士が外部講師と呼ばれて行く際にはこれを使っていただく方向性になっています。そして、「法」に埋め込まれた価値観を平易な表現で伝えやすいという長所があります。「解釈を勉強しましょう」と言っても誰も付いてこないの、やんわりといろいろな仕組みで伝えていく。最終的に「解釈は大切だよ」ということも言いません。教え方や使い方は教材に全部書いてあります。

ただ課題も当然あって、学校教育といった枠組みがやはり必要で、「自由にやってください」と言ってもやらないですよ。市民の皆さん向けに「どうですか」と言っても、やるはずもない。誰でもどこでもという点で課題があります。

もう一つ、「一回制」問題が克服できていないという課題があります。つまり、学校に外部講師を呼ばれて行って1回だけやる。それだけで意味があるのか。これは法の教育を考えたときに、すごく問題となるテーマだと思います。先ほどカンボジアの例などを拝見しましたし、私もウズベキスタンに行ったり日本でも活動してきましたが、大概の社会において、既にこういうものは学校教育の中に入っているのです。しかし、そこにアクセスできない方や、それがうまく咀嚼できない方は往々にして、あるいは意図的に書いていだけでやらないというところも多々あるので、やはり外からのアクセスは必要だと思っています。それは国をまたいだ外からという意味でもありますし、学校の外からという意味でもあるわけですが、その場合は単発、あるいは長く継続しない形で行うことの意味を考えると、やはり限界がある。このパターンも、何回もいろいろなところでやりましたが、やはり1回だけですし、極端なことを言えば、あまり意味がないのかもしれないなと思って活動してきました。

ゲーミング手法による解決模索

そこで、ゲーミング手法による解決に可能性があると思って、それを模索しています。

まずは調査フェーズで、対象となる地域に調査に行きます。「何をやるか」「どこでやるか」を必ずセットで考えて対象地域を選定し、その行政機関にコンタクトを取って実態調査をします。その際に、必ずしも学校や大学、行政機関はそういうものに慣れているところばかりではないので、うまくプレゼン資料を作らないと理解していただけません。その後、いろいろな機関、企業や個人にもアクセスしてお話を伺って、承諾も頂いて、ゲームのマップが完成していきます。

スライド 18 のマップは、別府にあるアジア太平洋大学を上空から見たものです。この中を歩いて行きながら、いろいろな出来事が発生していくというロールプレイングゲームの一般的な形式です。グラフィックをものすごく精巧に作ると、お金も時間も非常にかかりますし、最近では立体化でもものすごくリアル化されているので、目がチカチカするものですから、社会全体を巻き込んでやるときには、このぐらいの方が受けがいいのです。ですので、あえてグラフィックはこのレベルで最近ではよく作っています。ただ、デザインやボイスはプロの方に入れていただいていますし、ゲームバランスも慣れないとなかなかできない大変なのですが、時間とお金をかけて制作していきます。

そして展開フェーズで、アウトプットを考えていきます。学校教育との連携ということ、アジア太平洋大学や別府市の学校教育課とも連携して、既に「別府学」というものがあるので、それをゲーム化する感覚で使わせていただいて、教材としての作り込みをしていきます。また、いろいろな機関や企業を訪問して、実際の店舗名や企業名をゲームの中で表示させてほしいという依頼をします。実際の建物の中、部屋の中にあるものを全部ゲームの中で描いていくことになりますので、それも説明して、最初はものすごくいぶかしげに思われますが、僕のパーソナリティでクリアしていきながら何とか許していただきます。

最後の公開のところでは、イベントを制作する場合がありますし、乗っかる場合も結構あって、アジア太平洋大学の事例では幕張メッセで行われた「ニコニコ超会議 2022」に出展しました。このゲームは無料アプリでダウンロードして遊んでいただけるようにしています。

現在開発中の別府ゲームでは、行政全部を巻き込んでいく場合にはものすごく広いマップが必要で、別府の街をきれいに描いていって、中に入るとエリアマップが開いて、実際にある温泉や別府タワーなどの施設も出てくるのですが、広報目的のものではないということは最初からお伝えしながら作っていきます。「別府ゲーム」全体で 150 ぐらいの実際の飲食店や施設が出てくるのですが、許可取りに 2 年ぐらいかかりました。お店の場合はもちろん広報効果があると思って参画してくださるのですが、別府ゲームは外国人との共生というテーマで、その共生問題を学習しようと思ったときに、その舞台がたまたま別府だったということに過ぎないので、別府のお店を紹介しようという意図ではないということは徹底しておかないと、いろいろな誤解が出てくるかと思えます。

ゲーミング型考察

ゲーミング型の長所は、松尾先生のお考えに非常に影響を受けた「法ユビキタス」のコンセプトにマッチしていると私は思っています。もちろんゲームをやらない方にはアクセスできないのですが、若い方に対しては無料でダウンロードしていただけるので、同一内

容で多くの人に無償で提供できるようになっています。学校教育とバッティングもしない、しづらい、そして内容だけを直接、提供できます。繰り返しプレイできるという良さもあります。

課題としては、学校教育の中では「ゲームなんて」という風潮もあるので、連携には工夫が必要です。今回は別府市に入り浸って、2~3年活動していますので、今はある程度認知されるようになりましたが、やはり時間がかかります。また、ゲームになじみのない一定の層は取り込めないし、実装化に費用と技術が必要で、センスもすごく大事で、相当なコンテンツ数が求められます。ある程度は作っていますが、いろいろな法の、いろいろな画面を細かく区切っていくと、無限のコンテンツができてしまいます。また、実行可能性を考えたときに日本語だけではなくて、スクリプトを英語にしたり韓国語にしたり、多言語で提供していく必要もあります。

今はいろいろなスピンオフを作っているところです。メインができればスピンオフは簡単にできるので、いろいろな会社やホテルから、うちだけのゲームを作ってほしいという依頼があり、ホテルに行くとQRコードがあって、読み込んでいただくとそのホテルのゲームが開く。ただし、私が譲れないのはそこに法的な要素が入っていることです。しかし、法的な要素を学習しようと思ってやる必要は全くなくて、やった後に何かしらうっすら残っているという感じのものにしていかないと、アクセスされなくなるのではないかと思います。

今日のテーマに則して考えると、私は以前、ケニアで売春の調査をしていたと述べましたが、その後に売春のゲームを作ってしまう、倫理的に問題があるといたく怒られて反省しました。ただし、既存の教育に寄せ過ぎると面白いものはできませんし、政治体制に寄り添いすぎても、こちらの正義からすると違和感があって、それなら関われないということになってしまうかもしれません。ですから例えば軍事政権で、女性への教育を制限しているという場合、個人的にはいろいろ思うことはありますが、「それはおかしいでしょう」とは言えないし、そこを中和する装置としてゲームがあると考えているのです。あまりに攻撃的なものだと政府からも社会からも「それは駄目だよ」と言われてしまうので、ちょっと先鋭的だけれども、禁止するほどではないというぐらいの内容と方法でアプローチしていったら、リテラシーの向上のためにゲーミング法教育を展開していきたいと考えています。

政府や国際機関が堂々とできる活動ではありませんが、直接、国民・市民の皆さんにアプローチしていく。それも「日本法はこうだから」「民主主義はこうでしょう」ということを言うつもりは全くありません。その法の概念、「紛争にはこういう種類があるよね」「こういう解決もあるよね」というのを面白くゲーム化するというだけの話ですので、そこはもちろん国や行政の方の理解も求めていきながら、ある程度ゲームで中和していったら、直接プレイヤーの方に訴えていくという活動をしています。

ここまでが私の到達点です。法整備支援というか、海外での経験もありますが、本当に思うことはたくさんあって、どうやって克服できるかと考えたときに、今の到達点がここだということをお伝えして、私の報告を終わらせていただきます。

(司会) 久保山先生、ありがとうございました。

ディスカッション

(司会) それでは、ディスカッションに移りたいと思います。ここからは、法の支配が社会に根を下ろすために法学教育、法曹教育、法の教育がどのような役割を果たすのか、および法整備支援はこれらをどのように具体化していくか、そして私たちがそれらにどのように関わっていくかをテーマに、報告者、参加者の皆さんと意見交換をしたいと思いません。

最初の20分程度で個別報告に対する質問を受け付けます。その後、法学教育、法曹教育、法の教育の役割や、法整備支援との関係性、関わり方について議論していきたいと思いません。チャットでもコメントやご質問を多数いただいておりますが、まずは会場の皆さんから質問を受け付けたいと思いません。質問やコメントのある方は挙手ボタンを押すか、マイクをオンにして質問をお願いいたします。質問される方は、誰に対する質問なのか、コメントなのか、お名前とご所属をご紹介した上でご発言をお願いいたします。チャットボックスからも引き続き質問、コメントを受け付けています。それではよろしくお願ひします。

それでは、チャットボックスにある質問から一つずつご紹介したいと思いません。最初の質問は「旧宗主国の法律がベースにあることや、複数の国が支援することによる一貫性の課題について、どのように対応することがいいと思われませんか」というご質問です。枝川先生、鈴木先生、カエマリーさん、それから名古屋グループの皆さんも社会主義国でのご経験があるかと思ひますので、ご意見をいただけますでしょうか。

(枝川) なかなか良いご指摘であり、難しい質問だと思ひます。ラオスとベトナムではまた違うのだらうと思ひますが、ベトナムの場合は意識的にいろいろな国の制度を比較しながら検討しているので、そういう意味では一貫性の問題に自ら取り組もうとしている気がします。しかしながら外側から見ていると、いろいろなものがゴツた煮になっている部分もあり、なかなか難しいと思ひされています。自分たちである課題を解決したいと思ひて、いろいろな国を比較検討して、その良いところだけを取っていても、果たしてそれが自分たちの法律に本当に合っているのかどうかも踏み込んでいるのか。それを指摘したとしても、最終的には彼らが決めていくことなので、外部者としてどこまで介入できるかは難しい問題だと思ひます。われわれが一貫性が取れていないと指摘したとしても、彼らにそれが問題だと自覚されるかどうかは、また一つ壁があるように思ひます。一方で、日本も外国の法律を導入したときに、実際にやってみてうまくいかなければ変えていくということはあると思ひるので、そういうことの繰り返し、積み重ねなのかなという気もしています。

(鈴木) どこの国も直面している問題だと思ひますが、私が個人的に一つ答えだと思ひているのは、例えばラオス政府が日本政府に支援を求めて民法の起草を依頼していると言っている以上、まずは「日本の法律、知識をベースに教えてくれ」ということを求めているのです。例えば「日本の民法はこういう成り立ちで、この条文は例えばフランスから取り入れたものです」「今、改正でこういう議論と問題点があります」と。もちろん学者を招へいして、フランス法、ドイツ法、東南アジアの法律などについて講義するということも

あるかもしれませんが、基本的には日本が支援を求められている以上、日本のことを伝えていくのが前提で、最終的にどの国から何を求めるかは被支援国が決めていくことです。

例えば民法の特定の条文について、他のドナーがこうした方がいいという意見を言って、それが日本の制度と違うという場面に遭遇したときには、日本としての意見は率直に言いますが、最終的にどうするかはラオス次第です。ラオスの場合、立法や改正の内容そのものに踏み込んでいるドナーは、私の理解では日本以外にはないのではないかと考えています。他の国はその法律をどのように運用していくか、調整をどうやっていくか、行政裁判所をつくるとか、そこは基本法と関わってきますが、ある大きい法律をまるごと起草支援しているというのは、ラオスにおいては現在は日本だけなので、基本的に日本の責任で日本の歴史なども踏まえて説明するというのが私の答えです。もちろんドナー同士の会議もあるので、そこで情報を収集・交換することは重要だと思います。

(カエマリー) 私も鈴木先生と同様の見解を持っています。つまり、最終的に決めるのは被支援国です。例えば、私の母国カンボジアはフランス植民地下にあったため、フランス法からの影響も強く、2007年からは日本の影響が強い民法の制定などしているため、法システムがミックスしています。そうした国では、制度運用上の一貫性がないために、法があっても実際には機能していないというか、徹底的に適用できていないというところがあります。その問題をどのように解決するかというと、例えば、カンボジアが日本に対して民法の支援を要請するときに、自分の国のことを一番理解できているのは自分たち、カンボジア人しかおりません。日本は日本の法システムを教えてくださいますが、それをそのまま受け入れるのではなく、それが自国に合っているのか、自国に昔から残っている慣習や法制度とどのように調整していくかを、カンボジア自身が自分で考えるべきなのです。日本側はあくまでもアドバイスをする側であって、結局のところ、自分の国の法システムとどうやって一貫性を保つかはカンボジア自身が一番分かっています。支援国にその責任を振るのではなく、カンボジア自身で決めて、自分で責任を取り、いろいろな国から知識や法律に関する情報を得て、自分の能力を向上させ、自分で自分の国の法制度を作ることが一番大事だと私は思っております。

(司会) ありがとうございます。原若葉先生から挙手がありましたので、お願いします。

(原) 私は旧フランス植民地である西アフリカのコートジボワールで専門家をやっていたのですが、そのときの経験に照らして、現場的にはドナーコーディネーションが成立するかどうかという問題があるのと、かつ、非常に政治的な論点が含まれていると思います。ちなみにコートジボワールでは、フランスが法曹教育のところは譲らなかった印象でして、旧宗主国として、巨額を投資して司法研修所を建設し、司法修習制度をアップデートするという素晴らしい支援でもあったけれども、彼らの面子にかけても他国には踏み入らせないのだなと感じられました。他方、現地ではフランスのリードでコーディネーションはとてもうまくいっており、ドナー同士が何をしているかを知りながらの支援でもあったわけですが、それがうまくいくかどうかにも、そのときの現地に滞在する専門家同士の政治的

な関係がどれだけうまくいくかにかかっている部分もあるような気がしました。

日本の支援としてご報告したいのは、現地で実施した研修の際に日本からの講師だけでなくフランスの専門家を講師として招いていたことです。フランス法を継受している刑事司法の分野について世界で最も知見のある専門家はフランスの専門家なのだから、その部分はそういう専門家を招き、かつ日本の知見も共有するということが、日本の実施機関のやりかたでした。それなりに奥ゆかしく、かつ知的な支援ができていたのではないかと思いますし、参加者の中でもそれが響くレベルの人にはツボにはまって、日本の研修や支援は高く評価されていたのではないかと思います。

(司会) ありがとうございます。JICA 専門家として途上国で働いている方やカンボジア人の方から、法整備支援の現状について共有していただきました。

2 点目の質問は、名古屋大学チームの皆さんへの質問です。今回、カンボジアの教科書について検証された際に、日本でいうところの学習指導要領に当たるものの確認や、入試などで重視されていること、法律という言葉がなくてもルールなどに係る教科書への記載、教員の指導や教員養成における教育、隠れたカリキュラムなどといわれる学校の意識や規範の影響などと関連して、調査分析されたことがあれば伺いたいということです。

(カエマリー) 調査の分析のようなデータは、私たちが知らないだけかもしれませんが、聞いたことはありません。

(西原) 私の解釈ですと、日本の学習指導要領が政府の影響を受けているように、カンボジアでも行政の意図が教科書にどの程度表れているかということでしょうか。

(カエマリー) 教科書は国定教科書で、その内容も教育・青少年・スポーツ省からの承認を得て作られたものであり、もちろん学校は全国的に統一されて同じ内容の教科書を使っているため、当然 100% 政府からの影響を受けています。

(司会) ありがとうございます。もう 1 点、カンボジアに関してご質問が来ています。「カンボジアの法教育内容として、政府による権限の濫用等で権利が侵害された場合、裁判所で救済するという、裁判所に過大な期待を寄せるような内容が問題であるというお話があったと思います。そもそも日本の行政法分野で出てくるような、個別法適用場面における『行政側の裁量の有無、広狭』というような概念は、カンボジアの政府内の人々にどの程度伝わっているのでしょうか。大まかに言って、重大な権利を強力に制約するような場面においては政府の裁量は（要件裁量であれ効果裁量であれ）狭く解されるという理解が、日本では支配的だと思います。そうした意識がカンボジア政府内でどの程度あるのかという点が気になりました」。質問者の大倉さん、ご質問の趣旨を簡単に説明していただけますか。

(大倉) はい。行政法の分野は、特に法によって政府の裁量行為が統制されるということで、法の支配が如実に表れる一つの場面だと思うのです。それに関して日本では、どの

ぐらいそれが実現できているかはともかく、少なくとも行政の中にいる人たちや学者、教育者の中では、そういうコンセプトは浸透していると思うのです。カンボジアでは、それがどれぐらい、政府職員や政府高官といわれるような立場の人たちの意識の中にあるのかということ、法を法の支配という観点から伺いたいと思います。これは理論上どうかということよりは、実態として今どうなのか、将来実現できそうなのかということをお伺いしたいと思います。

(カエマリー) 実際どこまで浸透しているかは正直分からないのですが、直感的な印象では、権力の濫用という概念自体が、カンボジア社会では存在しないのではないかと感じるのです。行政府の言うことは全て正しいというような態度が国民にあり、そもそも裁量が広い狭いかわかりませんが、行政府が言っていることが法律だという形でそのまま受け入れているように私は思っています。

具体的な例を挙げると、資料を請求しても行政から「それは秘密資料で公開できません」と言われたらそのまま受け入れ、行政訴訟を起こすようなことは見たことがありません。私も法学部の学生ですが、言われたことをそのまま受け入れてしまい、権限の濫用などということは全く考えていませんでした。ですから、私の直感では、権力の濫用という概念自体が存在するかどうか疑問に思っているし、存在していたとしても幅広く国民に浸透してはいないと思います。恐らく本当に限られた範囲で、法律を学んでいる学者しか知らないのではないかと私は思っています。

(大倉) 政府の言うことがそのまま法律なのではないかという受け止めは日本人でもよくあることなので、少なくとも市民レベルでは日本もこれから意識していかななくてはならないのではないかと私個人は思っております。ありがとうございます。

(司会) ありがとうございます。今、チャットボックスを見ておりましたが、個別報告に関する質問は大体取り上げられたと思います。その他、教育制度に関するコメントや、法の支配との関係では国家権力の統制が重要なのではないかとといったコメントも頂いていますが、まずは今回のシンポジウムのテーマでもある法学教育、法曹教育、法の教育というところから議論を進めていきたいと思っております。

松尾先生、今回のテーマは法曹教育・法学教育・法の教育と、同じ「法」という言葉を使っています。他方、これらの3つは、法律に関わる教育ですけれども、それぞれレベルが異なる局面かと思っております。放送教育、法学教育、法の教育の3つを、どのように整理し、シンポジウムのテーマ設定をされたのでしょうか。

(松尾弘) 既に鈴木一子さんや久保山さんの発表の中で出てきましたが、大まかに言うと、法学教育という場合には大学の法学部の学生が中心になり、法曹教育という場合には既にその資格を持って活動している法実務家や公務員が中心になり、法の教育という場合には一般市民が中心になります。ただ、それらは別々に並列しているだけではなく、相互に複雑に絡み合っていて、場合によってはうまく相互作用して、法の支配に対する理解、法意識や権利意識の浸透につながっていくだろうし、逆にうまくつながっていない場合には、

例えば鈴木一子先生の報告にもありましたように、実は法の教育がしっかりしていないと、後に法実務家に対して法曹教育をやるときの大きな障害になることがあります。つまり、うまく三者がつながっていないために、一つのところがうまくいかなくなることもあるということです。

私も今日言われてなるほどと思ったのですけれども、この三者は別々に存在するわけではなく複雑に絡み合っているため、どれか一つだけやっても法に関する教育はうまくいかないのではないかという感じが漠然とあったのです。それぞれ法学教育については枝川さんから、法曹教育については鈴木さんから、法の教育については名古屋大学の西原さん、カエマリーさん、ソマリンさんのチームと、久保山先生から報告していただいて、奇しくもそれらが実はいろいろなところで絡み合っているというのが徐々に見えてきました。まさにそこが今日議論したかった点です。最終的には多くの人に、法の支配について偏りのない、広い実質的な法の支配についての意識が浸透していくという目標にどうすれば近づいていけるのか。実はそれが法の支配に近づく唯一の道なのではないかという気がしています。今のコメントからも、そこに徐々に近づきつつあるような気がするので、さらに議論を続けていただけるとありがたいと思います。

(司会) ありがとうございます。今回、久保山先生の報告を聞いていたときに気付いたことがあります。法の教育に関して、新学習指導要領の「公共」について取り上げているスライドに、学習指導要領であるため、文部科学省が所管官庁と書かれておりましたが、法律に係わる部分であるため、法務省や裁判所といった機関と、文部科学省等も含めた教育との関わりが、分断的でなく、もう少し接合的な状態が日本でも望ましいのではないかと個人的に考えております。今の点に関して、チャットボックスに宮代さんからコメントと質問を頂いておりますので、差し支えなければ、コメントについて簡単にご説明いただけますでしょうか。

(宮代) 慶應大学の法務研究科を今年修了した宮代と申します。主に鈴木先生のお話に関連することですが、久保山先生のプレゼンの中でも植民地時代の反省なども踏まえながらの教育についてお話があったので、ご意見があれば伺いたいと思います。

鈴木先生のお話の中で法曹教育のあり方を考えるに当たり、それ以前の初等教育の段階での論理的思考能力や国語力、計算力など、いわゆる基礎学力の部分に問題があるがゆえに回っていかないところがあるというご指摘があったかと思います。他方で、現に支援を行っていて何かをしなければいけない立場の方としては、応急処置的な対策や過渡的であっても専門教育の段階でも何か物事を進めていかなければならないため、教える側に配慮した教育のあり方という点で対処法を考えられているとのことでした。それはおっしゃるとおりだと思います。一方で根本的な初等教育の段階、あるいは初等教育に限らず中等教育も含めて、そういう段階での不足に切り込んでいかないと、支援相手国の方々が体得していないことをやや付け焼き刃的に教え続けることになってしまうという問題もあるように思います。これはすごくデリケートな問題だと思うのですが、その点について支援相手国の一般の方々とお話をする機会などはあるのでしょうか。

私自身の考えとしては、確かに初等教育に踏み込むというのは、支援の形として難しい

部分もあるとは思いますが、日本は割と初等教育段階で一定レベルの教育を行うということに関しては、世界的に見ても優れた面があると言われており、そういった面でも支援ができることより良いのではないかと思うのですが、その点についてのお考えをぜひ伺いたいです。

(鈴木) それは本当に私がラオスに来て強く感じたことで、恐らくラオスで専門家をされていた方は皆さんどこかで感じていたと思うのですが、現時点では JICA のプロジェクトで初等教育と法整備支援をつなげるような設計にはなっていません。ただ、例えばラオスでは算数プロジェクトというのが存在していて、恐らく JICA はいろいろな国で初等教育の支援をしているのではないかと思うのです。それをどうつなげるかというのもまた難しく、個人的にはその算数プロジェクトの専門家と話してみたいし、そこで彼らがしていることが私たちの法律プロジェクトにも非常に重要なつながりがあるのだということを理解していただいて、それでプロジェクトの設計が変わらなくても、つながっているのだということが分かり合えるような機会があればいいなとは思っています。

ラオスに対して「基礎学力がありませんね」とは言いません。しかし、ワーキンググループでやっているときに、「この文章とこの文章は『従って』とつながっているけれども、そういう関係になっていないですよね」ということはよくあって、それは指摘するのですが、「ラオスの人は『従って』という言葉が好きだから、『従って』でなくてもいつも言うのです。そういう文化です」みたいな感じで消化されてしまうのです。それでいいのか繰り返し議論したり、算数の問題が出てきたら、例えばラオスの民法では利息は年 36%以下でないといけないのですが「これは 36%以上になっているから違法ですよね」とか、裁判所の判決を見て「この何%の利息と言っているのに、算出された額が違いますよね」と計算して見せます。それで私と接した人は「間違えていたな」とか、自分は算数ができないなど多分思っていると思います。もし日本として初等教育と法整備支援をつなげるのであれば、プロジェクトの中に組み込んで、ラオス政府が次のプロジェクトを作るときに、「ここここが初等教育と法整備に関係しているので、ここもやった方がいいですよ」と、日本として率直に意見を言うという形にしないとイケません。そうでないと、個別の専門家がこつこつやっている程度になってしまいます。

(司会) ありがとうございます。傘谷先生が挙手されていますので、お願いします。

(傘谷) 法学教育とそれ以前の段階、大学に来るまでのレベルとの結びつきは私も大事だと思っているのですが、日本政府あるいは政府系機関が現地に対して支援しようとした場合に、理数科教育というのは割とやりやすいようですが、国語や社会という分野は日本としてもあまり踏み込みたく、現地の方もその分野に外国人が口を出してくることは警戒するという話を聞いたことがあって、政府からの支援の仕組みとしてやるというのは難しいのかなと思いました。

一方で、大学や研究者、NGOの方ではいろいろやられている例もあり、日本では広島大学などがやっていますので、その辺とうまく協力してやれるといいと思います。特に文章に関して、先ほど「従って」の話が出ましたが、カンボジアでは「すなわち」というのが

多く、どう考えても「すなわち」ではないのに、日本語で「すなわち」と書いてくる子たちもいて、その辺りは直接の法整備支援ではないですが、言語学などを行っている人たちとも情報交換をしながらやれるといいのかなと思いました。

もう一つ、論理的でないという話が発表の中で出てきまして、私もカンボジアの学生について、あまり論理的でないと思う子もいるのですが、最近、それは論理的でないということなのか、それとも私たちとは違う論理で動いているのかというのがすごく気になっています。ある言語学者の研究によると、「論理的であるとは、読み手にとって必要な部分が、読み手の期待する順番に並んでいることから生まれる感覚である」と。つまり、日本人が求めている情報が、日本人が欲しい順番に並んでいると、われわれは「この人は論理的だな」と感じるというだけで、現地の初等・中等教育ではそうでないものが論理的なものとして教えられているのだとしたら、こちらは一生懸命に論理的に説明しているつもりでも、向こうは「この外国人は論理的でないぞ」と思っている可能性もあると思うため、その社会で何が論理的だと考えられているのかは調べた方がいいと感じています。

(司会) 傘谷先生、ありがとうございます。教育や支援の現場では、今ご指摘いただいたような、何がその国にとって論理的なのかというわれわれの観念に関する総意に関するギャップによってうまくいかなかったり、進まなかったりすることもあると思います。ここで原若葉先生から、かねてから気になっている論点として、「法の教育」というとき、法律についての知識の普及という側面と、法的なもの考え方の教育という側面を分けて論じるべきかどうかというご質問を頂いています。原先生、この質問についてご説明いただけますでしょうか。

(原) 法教育というのは多義的なところがあって、特に法律家同士でその話をしていると、ある国の出身者は法律の知識の普及にフォーカスして話しているのだけれども、別の人、特に日弁連の関係者は、法律的なもの考え方の教育、要するに法律的にものを考えて判断し解決していく力をつけるということにフォーカスして語る事が多くて、全然議論が噛み合わないということを経験したのです。

私はいわゆる司法アクセスという分野に足を突っ込んでいますが、法知識の普及というのは司法アクセスに直結します。一方、法律的なもの考え方は法曹教育につながっていくような気もして、それは両方大切だし、互いにつながっていて非常に多義的で面白い議論だと思うのですが、その辺りについていつも私はモヤモヤしているのです。

(司会) 原先生、ありがとうございます。今回、松尾先生から三つの法律が関わる教育の面を整理していただきましたが、個人的にも、それぞれが有機的につながる一方で、ターゲットが若干違っていたり、話す内容が異なっていることもあるため、法知識の普及と法解釈、法的なもの考え方の教育、というのは分けて考えても良く、分けて考えて始めた結果、支援の内容も変わっていくのかなと感じました。

(松尾弘) 今の原さんのコメントに関して、セミナーを開いたりするときには、どこに力点があるのかを自覚しながらやっていくということも必要だというご指摘でしょうか。

(松尾陽) 名古屋大学の松尾です。原先生のお話非常に共感します。確かに法教育の現場で、法の知識、例えばクーリングオフができるのは何日間だという知識を教える面と、法的に考える、例えば皆の意見を聞かずに解決してはいけないとか、後者は手続き的整理にかなりイメージがあるのかなと思います、そこが混同されているように感じます。

加えて、私は小学生向けに模擬裁判をやってほしいと頼まれて、近畿大学附属小学校でやったことがあります。前任者が刑事裁判のシナリオを作ったので、私は文科省にあった労働事件のシナリオをやったのです。そうしたら小学生の先生からクレームが来て、「前年度は刑事裁判で、有罪なのだけれども、くむべき事情があつて量刑で優しくしていくという教育だった。これにしてくれないか」と言うのです。それは一つの法の延長上にあるとは思いますが、それだけが法ではない。有罪だけれども量刑で優しくするというのは、多くの刑事ドラマなどで見られるもので、これは日本人の法観念にも合致して、それが法律家の役割なのだという一般の人々の観念があるのだと思います。私が労働事件で民事的にやったのは、両方とも理屈はちゃんとあるのだけれども、どちらか悩むのだという事案なのですが、なかなか現場の小学校の先生にご理解いただけないということで苦労したことがあります。

このように、法教育の担い手、先ほどの質問で隠れたカリキュラムにも言及されていましたが、いくら良い教材を作っても、現場の法観念のイメージで変えられてしまうことがあつて、例えば原先生が分けられたように「ここはちゃんと分けてください」と説明する、あるいはこちらが説明せずとも、教材でそれをうまく作り込んでいくことが大事なのではないかと思えます。

法の観念の話ですと、例えば、アジアでは刑事法に対する期待が強いのです。だから、博士論文や修士論文の指導をしていても、すぐに刑事罰の話に行ってしまう、行政法的に解決できるものでも、とにかく刑罰を作るという話になっていて、各国によっても法の観念が違っているという問題があると思うのです。そういうところも法の多様性も踏まえながら、法教育とは何か。日本も、実はヨーロッパのような民事法中心の法観念を受け入れているかというところ、やはり刑事法中心になっているところもあると思います。そのように、専門家と一般の人々の法観念が、かなり違っているところがあるのかなと、原先生のコメントに乗っける形になりましたが、コメントさせていただきました。

(松尾弘) ありがとうございます。なるほど。

(司会) ありがとうございます。今の観点について、何か他にご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(枝川) 原さんのご指摘はそのとおりだと思いますし、今の松尾陽先生のお話興味深く拝聴いたしました。やはり誰を相手に何をするかを見ていかないといけないのだと思います。法教育といった場合に、例えばベトナムで一般の人に向かって法教育と言うと、家族法、民法、刑事法といった法律を教えると捉えられます。ところが、日本で法教育と言うと、憲法や模擬裁判という話になっていきます。同じ法教育という単語を使っている、

やろうとしていることが違いかみ合わないことがあります。ですから、誰に向かって何をしようとしているかということ相互に確認しないと、松尾先生がおっしゃるとおり、国による法観念の違いが出てくるように思います。

傘谷先生のご指摘も興味深くて、私はベトナムに4年ぐらいいたのですが、われわれ日本人からすると非論理的に思えても、ベトナム人にとって論理的な場合があって、その議論を戦わせるのは本当に難しいと思うのです。例えば、「民法の条文をこう操作したら、問題は解決するではないか。条文でちゃんと読めるようになっていないか」と言っても、「いや、そうじゃない」という議論から始まって、こうした場合どう乗り越えていけばよいのだろうか。例えば、民法に書いてあることが土地法にも書いてあって、下位法規にもまた出てくるというときに、われわれはそれを法の重複と言うのですが、ベトナムではその法律に書いていなければ規定がないという整理をすることがあるのです。現場の実務をしている人は、そこに規定されていないと動かないと言うのです。そういうことを聞くと、一体どこから手を付けていいのかと思わされます。

ベトナム側とすれば現実社会の中である種の合理性を持って実務をしているはずですので、それをちゃんと理解していかないと、われわれから見て問題だと思っていることが、彼らにとっては合理的な解決策だとしてやっている場合もあるのだと思います。これは逆もしかりです。法整備支援といった場合に、われわれが持っている観念とのずれがあるとき、それをどう理解して飲み込んで、その上でどう関わっていくかというのは非常に難しい問題だし、悩ましい問題だという気がします。それを鈴木専門家がずっとお話しされていたような気がするのですが、ベトナムでも似たような問題が別の現象として現れてきています。それは必ずしも教育ばかりではなく、実務レベルでこうしないとうまくいかないのだという話をされるときがあるので、そこは論理で片付けられない彼我の違いなのだろうという気も一方でしています。

(司会) ありがとうございます。今、法観念の違いによって、支援の現場でコミュニケーションがうまくいかなかったり、乗り越えなければいけないときがあったりという経験が共有されました。鈴木先生や枝川先生が今関わっていらっしゃるベトナムやラオスは社会主義国であるため、法解釈をあまりしたがないという話もあったかと思います。他方、例えば、チャットボックスでは、大倉さんより、法解釈という概念の普及についてももう少し場面を分かりやすく共有する、あるいは、魅力的にすることで変わるのではないかというアイデアも提案されています。そういった法解釈をそもそもしたがないような国や、することがためらわれている国において、法解釈をどうやって根付かせていくか、広げていくかということについて、何かご意見やご経験等を共有していただくと議論が盛り上がるかと思い、取り上げさせていただきました。松尾陽先生、お願いします。

(松尾陽) 以前、カンボジアの裁判官を指導していたことがあり、彼女のテーマが法解釈方法論でしたので、そのときの経験をお話しします。まず、裁判官なのに他の裁判所でどう解釈されているかを知らない。個人的に聞きに行けば教えてくれるけれども、資料はない。みんなはよく分からない中で法解釈をしているのだと言っていました。だから、その法解釈を合理化したい。でも、そもそも判決文が、全部ではなくともある程度公開され

ていないと、お互いに何をやっているかが分からない状況で、法解釈とは何かという、より洗練していくということがないので、やはりそれはベースのインフラの問題かもしれませんが、これはJICAの方も確かその点で働きかけているとおっしゃっていましたが、全部でなくてもいいので、裁判資料の公開というインフラが大事だろうと思います。

その上で、初めて日本の1年生、2年生で習う目的解釈や歴史解釈などがあって、実践例を見てそれを学んでいくわけですが、その素材が必要なのです。日本の裁判官も弁護士もそうですが、勉強会を開いて侃々諤々議論する現場があるわけです。例えば日本の文学の発展でも「アララギ」などの同人誌を作って、お互いに読み合っこの小説はいいなということをやりながら、日本の明治、大正、昭和と文学が発展していったように、自分たちが書いたこれは筋がいいねというふうに、法科大学院生なら答案練習会がそうだと思うのですが、「目的解釈だ」「歴史解釈だ」と言うよりもその場をつくること、基になる資料を公開していくという前提条件が重要なかなと考えております。以上です。

(司会) ありがとうございます。原先生も挙手されていたかと思いますが、いかがでしょうか。

(原) 先ほど鈴木一子さんのお話を聞いて思い出したのが、ウズベキスタンで2000年代後半に実施された倒産法の条文のコンメンタールを作るというプロジェクトのことです。当時、JICAの非常勤専門員としてウズベキスタンの調査をさせていただき、そのときにフォローアップでどうなったかを見たのです。ウズベキスタンはご承知のとおり独裁政権で、解釈するという習慣がおよそない。それで、倒産法的一条一条について、どう考えて、どういう条文であり、どう解釈すべきかということ解説する書物を編纂したのですが、そのときは結局ほとんど日本側が書いたのではないかというぐらい、解釈する習慣のない人々とやり取りをしながら本を編纂するというのはとにかく大変だったそうなのです。

それでやっと本ができたわけですが、日本側の記録を見ると反省ばかりなのです。先方に対して自分たちは何ができたのかが分からないというような悲観的な記録がICDニュースの昔のものに出ています。ところが、フォローアップで調査してみると、その本は非常に受け入れられて、その後ウズベキスタンの倒産法を語るにはなくてはならない本となったのです。だからといって、ウズベキスタンの法律家の解釈能力が一気に上がったかというとはまた別だとは思いますが、一つのモデルになり参考書になったのは間違いなし、それなりの足跡も残り、実務分野での成果も残ったのではないかと思われ、個人的にはあれは成功例だと思っています。かつ、その当時の専門家が、現地でのあまりにも法律の解釈なり議論するという習慣のなさに、「これは何とかしなくてはいけない」ということで発案して、中央アジアの4カ国を集めて法律の論点を議論するという「中央アジア地域比較法制研究セミナー」をその後数年間実施してしまっ、それも一ついい例ではないかと思えます。残念ながら今はやっていないと思いますけれど。

(鈴木) 法の解釈については何段階かの前提があって、それをきちんと踏まえないといけないと思ったのですが、まずラオスなどの社会主義国では、憲法上あるいは法律上、裁判官にはそもそも法解釈権がないとされているので、法解釈するのは楽しいということを

教えればよいという問題ではないのです。法解釈権を持っているのは国会です。それは一つの制度なのですが、ただ、実際に裁判官や検察官、弁護士の人と話すとき、法解釈と呼ばれることは当然してありますし、判決にも書いてあります。だから、公定解釈というのでしょうか、国家としての解釈の話をしているのか、実際に法の条文がどういう意味なのかを議論するレベルの解釈なのかという2段階がまずあります。

ただし、先日ラオスでやった民事合同セミナーで、A説からE説まで5個あるとなったときに、司法省の副大臣より少し下ぐらいの人から「いろいろな意見が出て、けしからん」というコメントがあったのです。だから、いろいろな説が出てくるのはいけないという体制なのか、法律とはいろいろな説があるものだと考えるのかという根本的な違いがまずあると思います。

ただ、マルクス、レーニンが本当に法の解釈を許さないということを目指していたのか、それが本当に社会主義の大前提なのかということが、私はあまり分かっていなくて、そのうち法整備支援の関連の人たちと社会主義に詳しい学者の方との勉強会をどこかでしてほしいのです。私も日本で裁判官をしていたことがあります。例えば「社会主義だから法解釈はないのです」と言うけれど、本当に解釈の余地はないのか。実は当然とされていた議論の前提が誤っていたということは事件でよくあることです。「社会主義だから司法府は法解釈できない」というのは法整備支援の限界で大前提になっているのですが、本当にそれはマルクスやレーニンが目指した社会なのか。社会主義と独裁主義が一致するののかも私は分からないのですが、これは誰かにとっては有利な話なのですが、本当に社会主義が目指すのはそういうことなのか、それは法整備支援の中ではできませんが、自分の知識としてやってみたいなと考えています。

(枝川)

二つ思うのですが、一つは法解釈と言ったときにわれわれの議論とベトナム側の議論がかみ合っているのかという疑問があります。私は最高人民裁判所を担当したのは4年の任期のうち後半2年で、コロナでなかなか議論できなかったのですが、たとえば法解釈のような言葉について、同じことを考えて議論しているのかというのは確認しないと怖いなというのが一つです。

もう一つは原さんがおっしゃったことが私も大事だと思っていて、何か考える素材が必要ではないかということです。これは法学教育、ひいては法曹教育も関連するかもしれませんが、解釈しようにも教科書がないとか、コンメンタールがないとか、材料がないところでいきなり条文を見て裁判官に解釈しろというのは難しいのではないかと、思うわけです。過去の裁判官専門家がそういうことを書いていて、ある種の豊かな法学文化がない中で、いきなり解釈すべきだという議論をしても、土台がない中では限界があるという感じがしています。先ほどのウズベキスタンの話などは先例として重要なのではないかと思います。そうすると法学教育というのは一体どのようになされているのか？話を聞くと、やはり条文だけが説明されているという実態があるようです。もちろん私が知らないだけで必ずしもそうではない部分もあると思いますが、そうした実態から見えていかないと、法解釈といったキーワードまで話がつながっていかないのではないかと思います。

(司会) ありがとうございます。法解釈をどうやって根付かせるかということについて、かなり充実した議論ができたかと思います。特に法解釈、法律を前提に「条文を解釈してください」と乱暴に言うのではなく、その段階がある程度必要ではないか、そもそも法学文化のない世界で、法解釈学を根付かせるためには、判例の公開や勉強会、教科書といった素材が必要だという、とても良い問題提起があったかと思います。

このように、法曹教育、実務家教育の場でも法解釈を根付かせるためにもかなりの段階が必要だというところで、翻って初等教育の法教育に関連するところでも、同じように段階を経ないと難しい部分があると感じています。先ほど傘谷先生からも、初等教育の支援でも理数科はやりやすいけれども、社会科は警戒されがちという話がありました。今回、久保山先生の報告では、警戒感やハードルが高いところについて、ゲーミングや紙芝居といった手法を用いてシームレスにアプローチしていくことで何とか変えていけないかという問題提起があったかと思います。こうしたなかなか取り組みづらいところに対して、どういったアプローチの手法があるかということについて、簡単に議論したいと思います。いかがでしょうか。

今回、久保山先生はゲーミングという手法を提案してくださいましたが、チャットボックスにも、ゲーミングを使うことによって中毒性があるのではないかと、デジタル技術が監視社会でうまく機能するのかといった問題提起もされています。久保山先生、こういった手法について、諸外国ではどのように受け入れられているのでしょうか。あるいは日本の行政団体にもいろいろ提案されているという話もありましたが、このような新しい手法を用いることについての受け止められ方はどうなのでしょう。

(久保山) あまりポジティブでない印象はありますが、ちょうど数日前にいわゆる桃鉄、30代以上の方はやったことがあるかと思いますが、その桃太郎電鉄の教育版を無償で配信するという発表がゲーム会社からあったのです。若い人と話をすると、桃鉄で地理が好きになった、詳しくなったという人がざらにいますが、それを本当に学校教育の中に取り込んで、地理教育や地域に関心を持ってもらおうということを、ゲーム会社もやり始めています。私もゲームショウに出るとベンチャー企業やスマホ用ゲームを作っている会社などがそういう形で応用しようとしていたり、いじめ問題をゲームで克服するというのはスウェーデンでは昔からやっていますし、日本でもそういうゲームを作ったりして、われわれの視点からするとそれは法の教育の一部かもしれませんが、法の教育だとは言わずに、ある問題をゲームを通じて共有し克服していくというアプローチは普通にあるわけです。ただ、焦点を絞ったり、地域を絞ったりしていくほど、「なぜうちなのですか」「ここで何をやるのですか」という反応は当然出るので、工夫は必要だと思っています。

そもそもこういうような形をしようと思ったのは、私も法曹教育や法学教育を今もやっていますが、ウズベキスタンにいたときに、これを追求していても埒があかないと。日本と関わっていると、金も出てくるし、うまくすれば博士号ももらえるしというような感じで、それが法曹教育か、法学教育かと思うと、これ以上追求してもどうにもならないなど。ウズベキスタンの大学などは学力で入ってくる人ではなく入るルートもあり、そういうところでの法曹養成教育、法学教育もどうするのだと。私も UNDP の会議などでプレゼンす

ると、みんな最初に写真だけ撮ってサーッといなくなる。それは私に権威がないから、偉い方は全員帰って、3人しか残らない中でプレゼンをしたことがあります。その後は中国の方でしたが、戻ってくるのです。要は勝手にコーヒーブレイクしているのです。そういうところを見ると、ここにまじめに関わって何か意味があるのかと。そういうこともあって、直接市民に伝える方法論に今は落ち着いたという感じです。

(原) 久保山先生の先ほどお話を伺って、私のモヤモヤしていた法教育の知識を教えるということと、考え方を教えるということが、ゲームを使うと一度にできるのだと思って、目からうろこが落ちる思いでした。デジタル技術などを利用したアプローチに関しては、2019年2月に参加した Innovating Justice Forum というイベントを思い出しました。これはオランダのハーグを拠点とする Hiil (Hague Institute for Innovation of Law) という司法アクセスを推進する NGO が主催している定例の行事なのですが、この NGO は司法アクセスを改善するイノベティブな方法を考えてプロポーザルを出して、それに合格すると 5〜10 グループぐらいが資金援助と研修参加資格を得るというプログラムを実施していて、その年間最優秀賞の発表の場でもあったのです。欧州という土地柄アフリカ系の参加グループが多かったのですが、まさに先ほど久保山先生のご発表の中にあつたゲーム的なものなどいろいろなものがあり、私の個人的な感覚では、一般市民の方への法教育、法の普及、あるいは法的な考え方を教えるという意味では大変素晴らしいツールとして評価され、途上国の若手の活動家に受容られているという印象を持っております。

(松尾弘) 本当にあと 1 時間ぐらい議論を続けられるぐらい、面白い論点がたくさんあつて、どれから話そうかと思うのですが、時間がないので一言、二言お話しさせていただきます。先ほどの社会主義国における法解釈は将来どちらの方向に行くのかという点について、依然として法解釈についての考え方は、社会主義国とそれ以外の国で大きな壁があるのか、それとも例えばベトナムで見られているように、だんだんと国会常務委員会だけではなくて裁判所が解釈を示し、かつ括弧付きの「判例」ですが、それを公開し、そういうところから解釈がなされていって、徐々に非社会主義国の法解釈に接近していくのかどうか。これは一つの大きな論点だと思うのです。先ほど鈴木一子さんがおっしゃった、本来、マルクスやレーニンが考えていたことは何だったのかという問い掛けにも通じる問題として、すごく奥深い、興味深い問題だと思います。先ほど原さんから、倒産法コンメンタールを日本人が中心となって作り、最初は関心を持たれていなかったのに最後は受け入れられたという話ですが、その間に一体何があつたのかということも、ぜひ聞いてみたいと思いました。ウズベキスタンも旧社会主義国ですから、どういう変化があつたのかというのは非常に興味深い点だと思います。

それから、今日は時間の関係で取り上げられませんでした。今、チャットボックスに戸田さんから頂いていたコメントと質問に関連しますが、法整備支援はややもすると政治問題に踏み込むような側面があります。今日の法学教育や法教育もまさにそうで、各国の政策に対して一定の投げ掛けをするような内容を持っているため、そこをどのように調整していくのか。ただ、形式的に政治問題には踏み込んではいない、だからやりませんということではなく、何が求められているのかということ現場感覚で、一つ一つ確かめな

がら必要とされていることをやっていく。結果的にそれはかなり政治的な問題に踏み込んでいられるかもしれませんが、そこは相手国とのコミュニケーションの中で解決されていく問題なのかなというふうにも思うのですね。これも大事な点です。

もう一つチャットボックスで、法整備支援の対象が国内法だけではなくて、国際法や国際関係の枠組みにも拡大していく可能性があるのかという質問がありました。これも必然的な流れではないかと思います。これもまた新しい領域の話で、今日は取り上げられませんでした。そういう問題提起があったということはしっかりと記録にとどめて、将来の議論の題材にしたいと思いました。

(司会) ありがとうございます。それでは、最後にコメンテーターの傘谷先生から、コメントを頂戴したいと思います。

(傘谷) 今日の法整備支援シンポジウムは、名古屋大学のサマースクールなどと連携している企画として、名古屋大学は日本の大学の中では社会主義法に強いという特徴を持っています。よく社会主義法といいますが、日本人が社会主義法と言っているのはソビエトの法制度のことが多く、マルクス、レーニンがこう言ったからこういう制度になっているというよりも、帝政ロシアの法制度の影響が残っていたり、世界で初めて社会主義の国家をつくる時に、歴史の流れの中でやむを得ずソビエトがこうしようと判断した、歴史の中で偶然できてしまったものが、ベトナムやラオスにやってくる時には「これが社会主義法なのだ」と言って来てしまったというようなこともよくあるのです。司法制度の話もサマースクールの過去の記録をさかのぼればどこかに出てくるとは思います。実際にラオス、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタンなど、旧社会主義国あるいは現社会主義国の法制度の中で、何か日本と違うなと感じることの原因を探していくときに、ソビエト社会主義法は一つのキーワードになってくるとは思いますので、来年以降のサマースクールでも、うまく法整備支援シンポジウムとも連携を取って、サマースクールではその分野の専門家に来ていただいて講義をしていただく。それを踏まえて、この法整備支援シンポジウムで、学生さんも含めて議論していくというつながりを、引き続きつくりたいと考えています。

ですので、今日の話を受けて、取り上げてほしいテーマなどがありましたら、名古屋大学でも今日の主催者でも結構ですので、ご意見をお寄せいただければと思います。

(司会) 傘谷先生ありがとうございました。これにて全体討論を終了したいと思います。活発なご意見ありがとうございました。最後に閉会の挨拶を法務省法務総合研究所国際協力部、須田大様お願いいたします。

閉会の挨拶

須田 大 (法務省法務総合研究所国際協力部副部長)

今年度の法整備支援シンポジウムは「法の支配を構築するために、法整備支援を通じて、私たちに何ができるか—法学教育・法曹教育・法の教育に焦点を当てて」というテーマで行われました。冒頭の松尾先生の趣旨説明においてご指摘があったとおり、法整備支援は

支援対象国における法令整備がかなり進み、基本法令等の起草支援の時代から、法学教育、法曹教育、法教育支援へと注力すべき分野がシフトしてきている国が少なくありません。また、開発や経済的発展が進んで、投資環境整備や先端分野への対応をプロジェクト目標に設定している国もありますが、それらの国々についても法律実務家の法的思考能力の脆弱性や、法理論の構築の必要性が法整備支援に関わるわれわれの強い関心事項になってきています。

私自身、2013年ごろから法整備支援に関わるようになり、一時期は3年間ほどラオスにおいて長期専門家を経験させていただき、現在では法務省の専門部署において法整備支援全体の総括をさせていただいておりますが、特に専門家の時代にはラオスにおいて進められていた法曹養成改革を担当していたため、法学教育、法曹教育が充実することの必要性や、法整備支援においてこの分野を扱うことの難しさを痛感しておりましたし、今もその点を日々考えることが多いので、今回のテーマは私にとっても非常に関心が高いものでした。かつ、過去最高に難しいテーマをこのシンポジウムで扱ったのではないかと感じております。

枝川専門員からは、ご自身の経歴や経験を踏まえた貴重なお話がございましたし、法律実務家が育っていく上での法学の必要性や、法の支配の土台となる法学の重要性、法整備支援が法学にアプローチしていくことの難しさなどが指摘されました。また、人を対象としている法を扱う観点から、幅広いアクターと連携することの必要性のご指摘もありました。

鈴木専門家からは、ラオスでの法整備支援の活動を例に、ラオスにおいて法解釈学を発展させることの難しさ、法曹等の養成を含む人材育成の難しさについて具体的に紹介いただきました。鈴木専門家の活動については折に触れ、ICDにおいて拝見しているわけですが、文字に表すことが難しい現場での対応の難しさ、長期専門家として砂をかむような地道な活動を続けていらっしゃる事が伝わってきて、私にとって非常に共感する点の多いご報告でした。

西原さん、ヘイン・ソマリンさん、クム・カエマリーさんのお三方の報告は、カンボジアの学校における法教育の現状とその問題点についてのご報告でしたが、カンボジアの初等・中等教育において、例えば法の支配、司法権、人権などの法律分野に関してどのような教育が行われているかについて、具体的かつ分析的に検討され、的確な評価がなされていきました。非常に示唆に富む提案もあったと感じております。

最後に久保山先生のご報告は、法社会的な視点からゲームやデジタル紙芝居など汎用性の高い法教育についてのご紹介があり、「法の勉強をします」という形で提供するのではなく、敷居の低いシームレスな形で実施するという観点を提供していただき、新しい視座を頂いたものと感じております。

意見交換では時間が押すような形になる中、非常に活発な議論がなされました。私自身、非常にいい勉強になったと感じております。個人的には、法整備支援の中でも社会主義国を相手とする活動に従事することが多かったため、そういったルーツを持つ国や現在もそうである国では、法律実務家を含め、正解思考の強さが非常に顕著であり、価値多様性の受容や解釈する力の涵養、論理的思考力の醸成には苦勞を伴うのだろうと感じています。他方で、そのような本質に切り込んでいけるのは、国家の基本法の支援や司法制度の改革

への支援を任せてもらうなど、これまで深い信頼関係を構築してきた日本だからこそできる法整備支援なのではないかということも期待しているところです。

今回の法整備支援シンポジウムは非常に難しい問題について扱いましたが、中身の濃い議論がなされたものと考えております。引き続き、来年度以降もこのような形で皆さま方と議論ができることを期待しております。

(司会) 須田様、ありがとうございました。これにて本日のプログラムを終了します。本日はお忙しい中、長時間ご参加いただきありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL: (03) 3505-0525 FAX: (03) 3505-0833

E-mail: icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当：青木